



PRESENT CONDITION OF
KUMAMOTOKEN SHINYOKUMIAI

KENSHIN REPORT

けんしんレポート

KENSHIN
REPORT 2022

Disclosure

ディスクロージャー
熊本県信用組合の現況



いつもいっしょ コミュニティバンク
熊本県信用組合



熊本県信用組合の概要

〔登録番号 九州財務局長(登金)第40号〕

- 設 立 1950年(昭和25年)11月
- 所 在 地 〒860-0012
熊本市中央区紺屋今町1番1号
シティ 12ビル
- 出 資 金 47億17百万円
- 組合員数 71,485名
- 店 舗 数 18店舗
- 職 員 数 146名
- 営業区域 熊本県一円
宮崎県延岡市(北浦町を除く。)
宮崎県西臼杵郡

(令和4年3月31現在)



熊本県信用組合の概要	1	コンプライアンス(法令等遵守)	24
ごあいさつ	2	犯罪防止の取組み／取引時確認	25
経営ビジョン・沿革・組織図	3	リスク管理	26
事業の組織	4	信用組合の組織	27
令和3年度決算の概況	5	資料編	29
財務諸表	8	新しい自己資本比率規制	32
地域密着型金融の取組み	14	主要な事業の内容	35
「金融仲介機能のベンチマーク」の取組み	15	各種サービス／手数料一覧	37
地域を応援する取組み	17	店舗一覧	38

常にお客さまや地域の視点に立ち、
真に地域に必要とされる
協同組織金融機関を目指します。



日ごろ皆さまには格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、第72期事業年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の決算を行いましたので、事業の概要をとりまとめご報告申し上げます。

令和3年度の日本経済は、9月末まで新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言等が断続的に発出されてきたことなどから、経済活動の回復は緩やかなものにとどまり、また半導体等の部品供給不足、中国の景気減速の影響等から、輸出や生産活動の持ち直しは鈍化しました。しかしながら10月以降は経済社会活動の段階的引上げに伴い、個人消費が上向き、景気は持ち直しの動きとなり、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、景気が力強さを増していくことを期待させる動きとなりました。

このような状況の中で、融資残高が、期末残高、期中平均残高ともに減少した影響等により経常収益は前年度比70百万円減少の2,150百万円となりました。一方、経費削減に努めたことや不良債権処理費用等の減少により経常費用は前年度比179百万円減少したことから、経常利益は349百万円となり、特別損益を加味した当期純利益は281百万円を確保し16期連続の黒字を計上することが出来たことは、ひとえに地域の皆さまのご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

当組合は、今年度も引き続き、「信用組合の原点である『真の相互扶助』の精神に立った経営に徹する」、「コンプライアンス重視の経営に徹する」、「総代や自治体、地域商工団体との連携を深める」、「新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨の影響を受けた中小企業者等の条件変更・新規融資などの資金ニーズに可能な限り最大限の対応をする」、「地方創生への取組みとして地域社会の発展に貢献する」、「経営陣はもとより営業店長の顔が見える経営に徹する」ことを基本方針とし、コンプライアンスの徹底と安定した収益の確保により自己資本及び経営体質の強化を図ることを経営目標といたします。

当組合は、これからも常にお客さまや地域の視点に立ち、真に地域に必要とされる協同組織金融機関を目指して、安心してご利用いただける一番身近な地域金融機関となれますよう、役職員一丸となって努力してまいりますので、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和4年6月

熊本県信用組合
理事長 出田 貴康

経営ビジョン／沿革／組織図

■ 経営ビジョン

熊本県信用組合は、地域のニーズに応じて、地域の中小企業と住民とともに歩みます。

私たちは、地域に密着し、時代とともに変化するお客さまの金融ニーズに、人と人のつながりを活かして、的確かつきめ細やかに応えていきます。

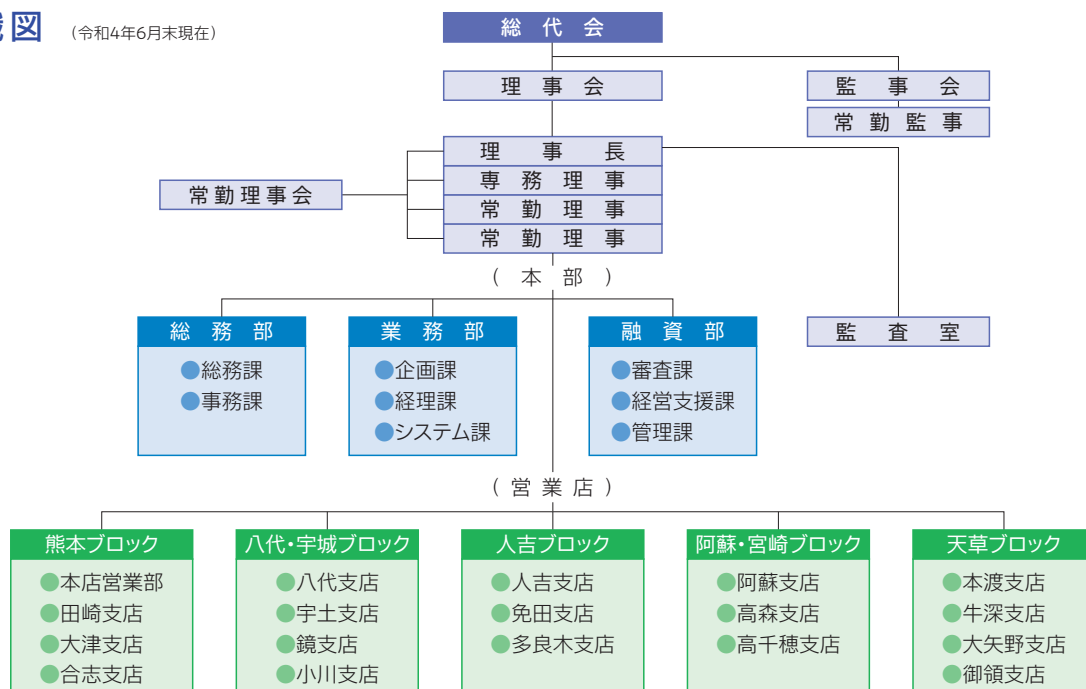
また、地域の方々が一番身近な金融機関として安心してご相談いただけるよう、私たちは、金融知識の習得を図るとともに、人間性の向上に努めていきます。

■ 沿革

1950年	昭和25年11月	人吉球磨信用組合設立	2016年	平成28年 1月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結 (南阿蘇村、熊本市)
1953年	昭和28年 2月	牛深信用組合設立 (昭和33年7月設立の河浦信用組合との合併)			南九州税理士会宮崎県連合会、宮崎県南部信用組合との「けんしんビジネスパートナー」取扱いに関する覚書締結
	11月	大津信用組合設立		2月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結 (山江村、苓北町)
1955年	昭和30年 6月	阿蘇信用組合設立		3月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結 (宇土市、八代市、あさぎり町)
	12月	信用組合三和興銀設立		11月	熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)復興計画の認定を受け、当組合が代表を務める「熊本地震の被災事業者を支え合うけんしんグループ」を立ち上げる。
1956年	昭和31年10月	鏡信用組合設立	2017年	平成29年 4月	管理部を融資部に統合、事務部事務課を総務部に、事務部システム課を業務部に統合し、本部組織を3部1室とする。
1958年	昭和33年 8月	熊本綜合食品信用組合設立	2018年	平成30年 2月	南阿蘇村及び熊本県信用保証協会との「中小企業支援に関する基本協定」を締結
	11月	八代信用組合設立		4月	TKC九州会との「TKCモニタリング情報サービス」の取扱開始に係る覚書締結
1960年	昭和35年 6月	三角信用組合設立			熊本県中小企業家同友会との中小企業等支援に関する協定の締結
1961年	昭和36年11月	宇土市信用組合設立		6月	信託業法に基づく信託契約代理店登録に伴い、「しんくみ相続信託」の取扱開始
	12月	松橋信用組合設立	2019年	平成31年 2月	熊本県国民年金基金との業務委託契約締結
1985年	昭和60年 4月	熊本県信用組合発足(上記11組合合併)		4月	熊本県よろず支援拠点とのタイアップによる「けんしん経営相談会」発足
1991年	平成 3年 5月	阿蘇支店新築移転		令和元年 11月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結(合志市)
1992年	平成 4年11月	免田支店新築移転	2020年	令和2年 1月	高浜支店を本渡支店に統廃合
1998年	平成10年 6月	高森支店移転		2月	合志支店開設
1999年	平成11年 3月	御領支店新築移転		8月	人吉支店リニューアルオープン
2006年	平成18年 9月	宮崎県北部信用組合と合併	2022年	令和4年 2月	天明支店を宇土支店に統廃合
2007年	平成19年 2月	本店営業部・本部、熊本市紺屋今町1-1に移転		3月	「子ども食堂に関する基本協定書」を締結(熊本県及び一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク)
2013年	平成25年 3月	「経営革新等支援機関」の認定を受理		5月	「子ども食堂に関する基本協定書」を締結(宇土市及び一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク)
2014年	平成26年 3月	日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結(創業分野)			
		熊本県中小企業診断士協会と業務提携に係る覚書を締結(経営支援業務)			
	7月	熊本県商工会連合会と小規模事業者支援に係る連携協力協定を締結			
	10月	日本政策金融公庫と証券化支援業務に係る基本契約を締結(農業分野)			
2015年	平成27年 9月	大分県信用組合、鹿児島興業信用組合、宮崎県南部信用組合と包括的連携協定を締結			
	10月	日本政策金融公庫延岡支店と「業務連携・協力に関する覚書」を締結			
	11月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結(多良木町、高森町)			
	12月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結(高千穂町、阿蘇市、宇城市、人吉市)			

■ 組織図

(令和4年6月末現在)



事業の組織 (役員／職員数／会計監査人の名称／組合員数・出資金／主な経営指標の推移)

■ 役員

(令和4年6月末現在)

役 職	氏 名
理 事 長	出 田 貴 康
専 務 理 事	大 脇 博 和
常 勤 理 事	杉 本 典 司
常 勤 理 事	津 野 誠
理 事 (非常勤)	月 田 求 仁 敬
〃	堀 尾 謙 次 朗
〃	松 尾 良 司
〃	岩 下 哲 三
〃	松 本 章
〃	吉 富 訓 生
〃	佐 藤 哲 章
常 勤 監 事	兒 玉 和 弘
監 事 (非常勤)	宮 川 貞 雄
〃	村 山 光 信

■ 職員数 (役員は除きます。)

(単位：人)

平成30年3月末日



平成31年3月末日



令和2年3月末日



令和3年3月末日



令和4年3月末日



■ 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ (令和4年6月末現在)

■ 組合員数・出資金

(金額単位：千円)

科 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
組 合 員 数 (人)	73,218	72,789	72,258	71,936	71,485
出 資 総 額 (うち優先出資額)	4,909,106 (1,728,000)	4,863,846 (1,728,000)	4,804,451 (1,728,000)	4,757,533 (1,728,000)	4,717,354 (1,728,000)
出 資 総 口 数 (口) (うち優先出資口数)	4,909,106 (1,728,000)	4,863,846 (1,728,000)	4,804,451 (1,728,000)	4,757,533 (1,728,000)	4,717,354 (1,728,000)
出資に対する配当金	34,138	29,960	29,751	29,489	29,068

■ 主な経営指標の推移

(単位：利益は千円、残高は百万円)

科 目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利 益	経 常 収 益	2,178,815	2,306,251	2,303,965	2,221,038	2,150,739
	経 常 利 益	251,759	245,084	293,084	239,991	349,031
	当 期 純 利 益	209,320	209,017	283,633	249,897	281,246
残 高	預 金 残 高	100,804	101,504	101,858	108,538	108,511
	貸 出 金 残 高	68,731	71,274	71,135	72,873	70,997
	有 価 証 券 残 高	3,285	3,017	2,939	6,619	7,290
	総 資 産 額	122,556	124,899	123,483	135,843	136,510
	純 資 産 額	5,648	5,779	5,974	6,148	6,359
単体自己資本比率		9.53%	9.68%	10.17%	10.51%	10.80%

(注) 残高は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでいません。

令和3年度決算の概況

自己資本比率・自己資本額の推移

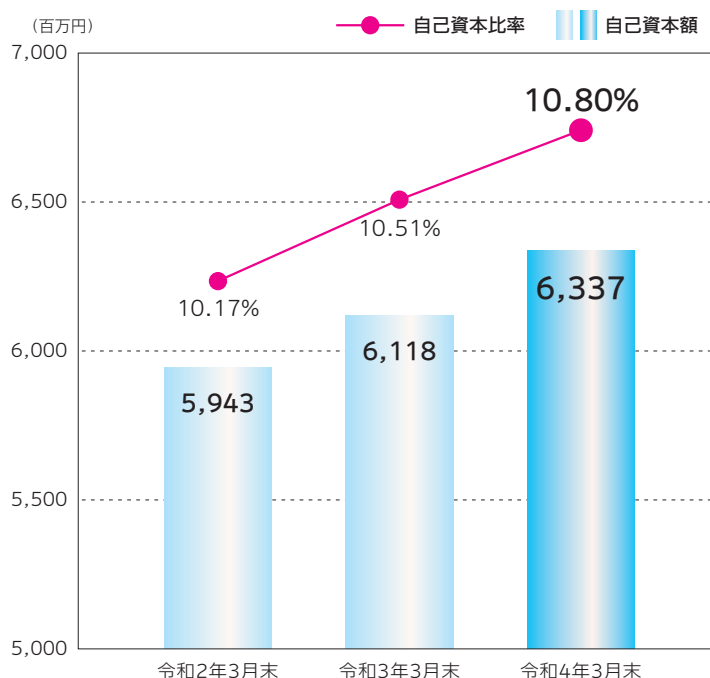
自己資本比率は10.80%に上昇

当期純利益を281百万円確保したことにより、自己資本額は前期末に対して218百万円増加の6,337百万円となりました。

自己資本比率は、前期末に対して0.29ポイント上昇の10.80%となりました。

金額単位：百万円

	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末
自己資本額	5,943	6,118	6,337
自己資本比率	10.17%	10.51%	10.80%



不良債権比率・不良債権額の推移

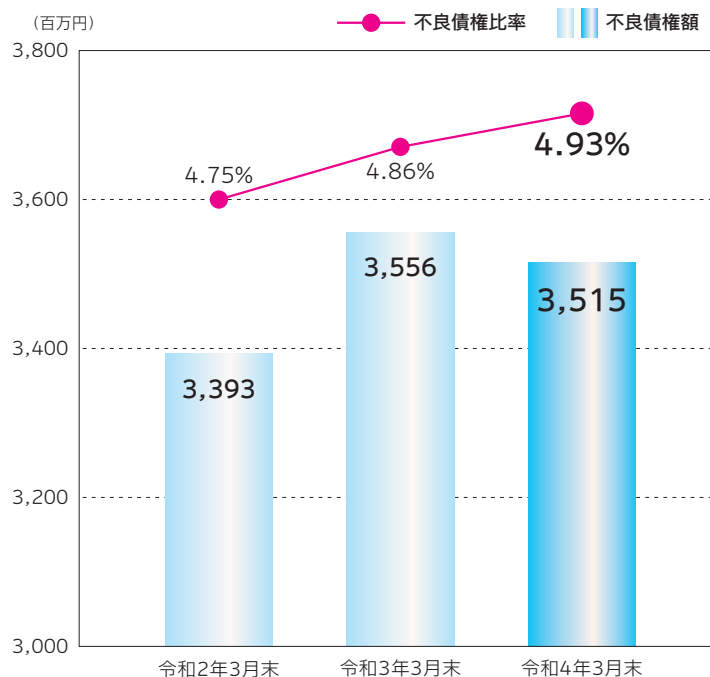
不良債権比率は前期末より上昇

不良債権額は、不良債権処理態勢の強化により、前期末に対して41百万円減少の3,515百万円となりました。

不良債権比率は、貸出金残高が減少したことにより、前期末に対して0.07ポイント上昇の4.93%となりました。

金額単位：百万円

	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末
不良債権額	3,393	3,556	3,515
不良債権比率	4.75%	4.86%	4.93%



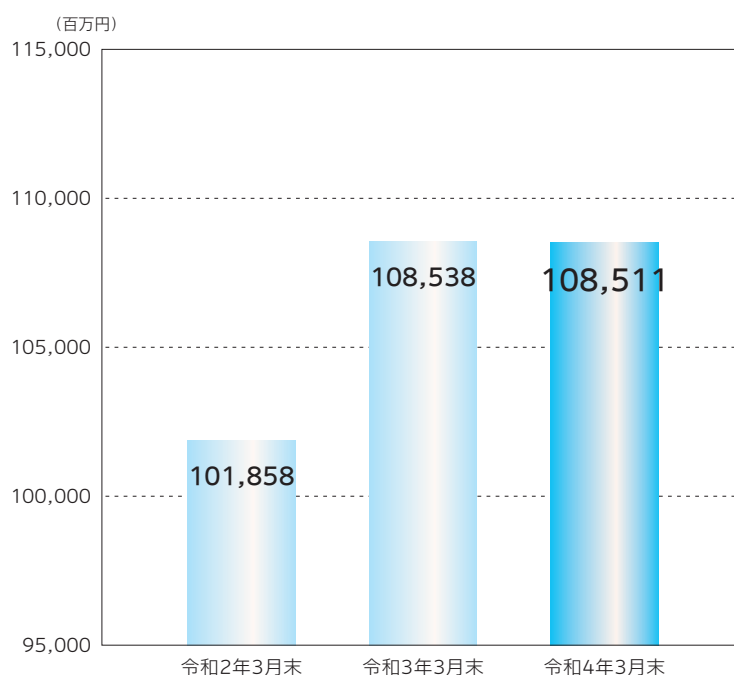
預金積金の残高推移

預金は前期末から微減

預金積金残高は、公金預金の減少により前期末に対して、27百万円減少の108,511百万円となりました。

金額単位：百万円

	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末
預 金	101,858	108,538	108,511



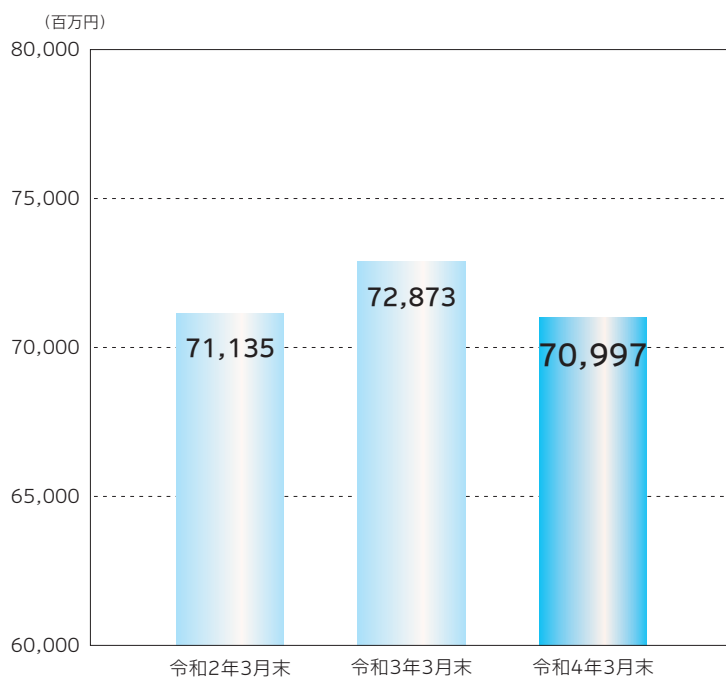
貸出金の残高推移

貸出金は前期末より減少

貸出金残高は、コロナ関連融資の需要減等により前期末に対して、1,875百万円減少の70,997百万円となりました。

金額単位：百万円

	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末
貸 出 金	71,135	72,873	70,997



令和3年度決算の概況

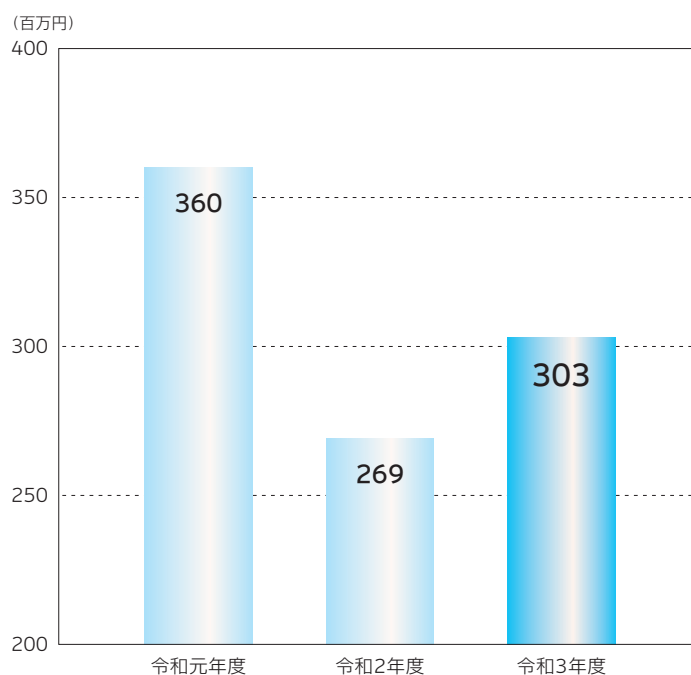
コア業務純益の推移

コア業務純益は前期より増益

金融機関の本業による利益を示すコア業務純益は、前期より34百万円増加の303百万円となりました。

金額単位：百万円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
コア業務純益	360	269	303



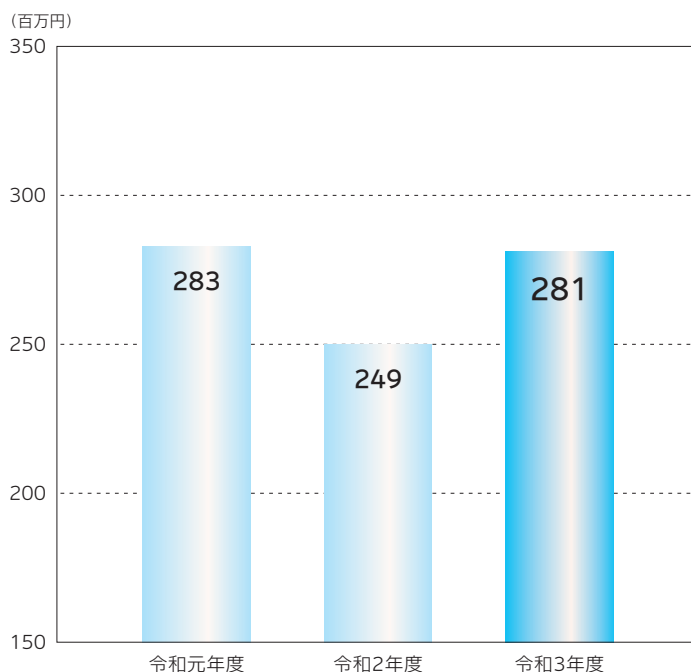
当期純利益の推移

当期純利益は16期連続の黒字確保

当期純利益は、前期より31百万円増加の281百万円となりました。

金額単位：百万円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当期純利益	283	249	281



事業の概況

1. 金融経済環境

令和3年度の日本経済は、9月末まで新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言等が断続的に発出されてきたことなどから、経済活動の回復は緩やかなものにとどまりました。また半導体等の部品供給不足、中国の景気減速の影響等から、輸出や生産活動の持ち直しは鈍化しました。

しかしながら10月以降は経済社会活動の段階的引上げに伴い、個人消費が上向き、景気は持ち直しの動きとなり、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、景気が力強さを増していくことを期待させる動きとなりました。

2. 業績の概要

令和3年度の預金積金は、期末残高が前年度末比0.02%減少の108,511百万円、期中平均残高は前年度比2.00%増加の110,916百万円となりました。

貸出金は、取引先の深耕や新規開拓、外部機関との連携強化に積極的に取り組んだものの、期末残高は前年度末比2.57%減少の70,997百万円となり、期中平均残高は前年度比1.47%減少の71,798百万円となりました。

損益の状況は、貸出金の期中平均残高が減少したことにより貸出金利息が減少したほか、預け金利息や有価証券利息配当金も伸び悩んだことなどから、経常収益は前年度比70百万円減少の2,150百万円となりました。

一方、経費削減に努めたことや不良債権処理費用が前年度比131百万円減少したことなどから、経常費用は前年度比179百万円減少の1,801百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比109百万円増加の349百万円となり、特別損益を加味した税引前当期純利益は271百万円、当期純利益は281百万円となりました。

自己資本比率は、前年度比0.29ポイント上昇し10.80%となり、法令で求められている国内基準の自己資本比率4%を大きく上回りました。

3. 対処すべき課題

当組合を取り巻く金融環境は、日銀のマイナス金利政策の継続により、取引先に対する融資の競合等、金融機関の競争が一層激しさを増していくとともに、低金利局面の長期化等に伴う利鞘の縮小、地域金融機関の再編、新型コロナウイルス感染症等の影響による地域経済の縮小や取引先の業況悪化等が、今後の経営に様々な影響を及ぼすものと思われます。

このような状況の中で、当組合の基本方針である①信用組合の原点である「真の相互扶助」の精神に立った経営に徹する、②コンプライアンス重視の経営に徹する、③総代や自治体、地域商工団体との連携を深める、④新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨の影響を受けた中小企業者等の条件変更や新規融資などの資金ニーズに可能な限り最大限の対応をする、⑤地方創生への取組みとして地域社会の発展に貢献する、⑥経営陣はもとより営業店長の顔が見える経営に徹することが重要であると考えております。

今後も地域の資金を地域に活かすための業務戦略を継続実行していくこととし、事業者の経営改善や事業再生、創業支援や事業承継等に丁寧かつ迅速に対応し、組合員等との関係をより一層深め、取引基盤の強化を図っていくものとします。

財務諸表

■貸借対照表(資産の部)

(単位：千円)

科 目	令和3年3月末 (第71期)	令和4年3月末 (第72期)
(資 産 の 部)		
現 金	1,618,926	1,784,354
預 け 金	53,241,925	54,980,691
有 価 証 券	6,619,622	7,290,226
国 債	3,602,909	3,902,377
地 方 債	1,739,212	1,710,412
社 債	1,200,500	1,600,436
株 式	77,000	77,000
貸 出 金	72,873,432	70,997,718
割 引 手 形	8,449	15,523
手 形 貸 付	6,514,605	7,092,834
証 書 貸 付	64,381,701	62,018,512
当 座 貸 越	1,968,675	1,870,847
そ の 他 資 産	815,481	798,853
未 決 済 為 替 貸	8,058	19,213
全 信 組 連 出 資 金	474,000	474,000
前 払 費 用	10,197	10,112
未 収 収 益	158,250	168,433
そ の 他 の 資 産	164,974	127,093
有 形 固 定 資 産	1,218,382	1,115,121
建 物	278,617	249,151
土 地	765,255	695,148
その他の有形固定資産	174,509	170,821
無 形 固 定 資 産	19,619	14,995
ソ フ ト ウ ェ ア	10,441	5,817
その他の無形固定資産	9,177	9,177
繰 延 税 金 資 産	402,000	405,000
債 務 保 証 見 返	83,960	80,156
貸 倒 引 当 金	-965,961	-876,448
(うち個別貸倒引当金)	-817,221	-749,930
資 産 の 部 合 計	135,927,390	136,590,669

■貸借対照表(負債の部及び純資産の部)

(単位：千円)

科 目	令和3年3月末 (第71期)	令和4年3月末 (第72期)
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	108,538,726	108,511,569
当 座 預 金	554,437	576,475
普 通 預 金	39,890,538	40,511,382
貯 蓄 預 金	39,095	40,790
通 知 預 金	168,522	232,204
定 期 預 金	64,136,617	63,409,974
定 期 積 金	3,284,623	3,309,559
そ の 他 の 預 金	464,890	431,183
借 用 金	20,600,000	21,100,000
当 座 借 越	20,600,000	21,100,000
そ の 他 負 債	313,524	305,538
未 決 済 為 替 借	25,215	27,271
未 払 費 用	53,574	39,319
給 付 補 填 備 金	1,452	1,224
未 払 法 人 税 等	8,814	8,732
前 受 収 益	82,579	83,870
払 戻 未 済 金	52,336	46,076
職 員 預 り 金	67,981	76,757
そ の 他 の 負 債	21,570	22,287
賞 与 引 当 金	37,065	44,679
退 職 給 付 引 当 金	78,178	75,604
睡眠預金払戻損失引当金	17,200	13,440
偶 発 損 失 引 当 金	24,267	29,566
再評価に係る繰延税金負債	86,415	70,484
債 務 保 証	83,960	80,156
負 債 の 部 合 計	129,779,336	130,231,038
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	4,757,533	4,717,354
普 通 出 資 金	3,029,533	2,989,354
優 先 出 資 金	1,728,000	1,728,000
資 本 剰 余 金	2,146	2,146
その他資本剰余金	2,146	2,146
利 益 剰 余 金	1,219,815	1,513,217
利 益 準 備 金	119,994	144,994
その他利益剰余金	1,099,821	1,368,223
特 別 積 立 金	430,000	620,000
(うち目的積立金)	430,000	620,000
当期末処分剰余金	669,821	748,223
組 合 員 勘 定 合 計	5,979,494	6,232,717
土 地 再 評 価 差 額 金	168,558	126,913
評価・換算差額等合計	168,558	126,913
純 資 産 の 部 合 計	6,148,053	6,359,631
負債及び純資産の部合計	135,927,390	136,590,669

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示していますので、各表の縦横の合計は合致しない場合がございます。

貸借対照表注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	559百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	699百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
△317百万円

- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	22年～39年
その他	3年～20年

- 無形固定資産の減価償却は定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(要管理先)に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(正常先)に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間又は1年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて決定した予想損失率により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、監査室が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,784百万円であります。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1)制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)

年金資産の額	238,577百万円
年金財政計算上の数理債務の額	229,590百万円
差引額	8,987百万円

- (2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和2年4月 至令和3年3月)
0.815%

- (3)補足説明

当組合が加入していた全国信用組合厚生年金基金は令和3年2月23日付で代行返上・DB移行に係る厚生労働大臣の認可を受け令和3年3月1日付で解散しました。また、同日に全国信用組合企業年金基金が設立され、当組合は全国信用組合企業年金基金に加入しました。

全国信用組合企業年金基金は令和3年3月1日に設立され、令和2年度の財政決算報告書を作成していないため、上記(1)の金額は、全国信用組合厚生年金基金の令和2年3月31日現在の決算値を基に令和2年12月に厚生労働大臣宛に確定給付企業年金制度への許可申請を行ったものを使用しております。

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766百万円及び別途積立金24,753百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金11百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

- 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金の見積り

- (1)計算書類等に計上した金額

貸倒引当金876百万円

- (2)見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報

- ① 見積り金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方法として6に記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も踏まえ、当組合は見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分に反映し、貸倒引当金を計上しております。

- ② 見積りの算出に用いた主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は今後当面の間は続くものと想定し、特に当組合の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

- ③ 翌事業年度の計算書類等に与える影響

新型コロナウイルス感染症の状況や個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表注記

13. 会計方針の変更

(「収益認識に関する会計基準」の適用)

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

(「時価の算定に関する会計基準」の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下、「時価算定基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。この適用による計算書類への影響はありません。

14. 表示方法の変更

協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

15. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク並びに金利、為替及び市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には業務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規程に従い行っております。

このうち、業務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

業務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は業務部を通じ、理事会及びALM委員会に定期的に報告しております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合では、有価証券の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRは分散共分散法(保有期間90日、信頼区間99%、観

測期間5年)により算出しており、令和4年3月31日現在で当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で162百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは、捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (※1)	54,980	55,219	238
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,213	7,178	△ 34
(3) 貸出金 (※1)	70,997		
貸倒引当金 (※2)	△ 824		
	70,172	73,111	2,938
金融資産計	132,366	135,508	3,142
(1) 預金積金 (※1)	108,511	108,520	9
(2) 借入金 (※1)	21,100	21,100	-
金融負債計	129,611	129,620	9

(※1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については17から20に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金

借入金については、帳簿価格を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (※1)	77
全信組連出資金 (※2)	474
合 計	551

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません
(※2) 全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項を適用し、時価開示の対象とはしていません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	599	645	45
地 方 債	1,097	1,103	6
社 債	499	515	15
そ の 他	—	—	—
小 計	2,196	2,264	68

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	3,302	3,208	△ 94
地 方 債	613	611	△ 1
社 債	1,100	1,093	△ 6
そ の 他	—	—	—
小 計	5,016	4,914	△ 102
合 計	7,213	7,178	△ 34

- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

- (4) その他有価証券に区分した有価証券はありません。

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

20. 満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	200	600	3,604	2,808
国 債	100	—	1,604	2,197
地 方 債	—	300	900	510
社 債	100	300	1,100	100
そ の 他	—	—	—	—
合 計	200	600	3,604	2,808

21. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,171百万円、危険債権額は2,077百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

22. 債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

23. 債権のうち、貸出条件緩和債権額は265百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

24. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は3,515百万円であります。

なお、21から24に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15百万円であります。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,634百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,634百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 有形固定資産の減価償却累計額 2,022百万円

28. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 35百万円

29. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸倒償却	1,139 百万円
未収利息	158 百万円
その他引当金	32 百万円
賞与引当金	12 百万円
税務上の繰越欠損金	405 百万円
その他	117 百万円

繰延税金資産小計

1,866 百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △ 347 百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 1,114 百万円

評価性引当額小計

△ 1,461 百万円

繰延税金資産合計

405 百万円

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	405	405
評価性引当額	17	—	15	—	△ 380	△ 347
繰延税金資産	17	—	15	—	25	58

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

30. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	20,900百万円
	有価証券	5,000百万円
担保資産に対応する債務	借入金	21,100百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために、預け金4,808百万円を担保として提供しております。

31. 出資1口当たりの純資産額は1,544円63銭であります。

■損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度 (第71期)	令和3年度 (第72期)
経 常 収 益	2,221,038	2,150,739
資 金 運 用 収 益	1,991,355	1,978,552
貸 出 金 利 息	1,862,192	1,829,567
預 け 金 利 息	91,286	99,193
有価証券利息配当金	24,303	31,043
その他の受入利息	13,572	18,746
役 務 取 引 等 収 益	109,302	108,001
受入為替手数料	35,737	28,940
その他の役務収益	73,564	79,061
そ の 他 業 務 収 益	5,457	9,174
その他の業務収益	5,457	9,174
そ の 他 経 常 収 益	114,922	55,010
貸倒引当金戻入益	—	7,477
償 却 債 権 取 立 益	102,080	45,463
その他の経常収益	12,841	2,069
経 常 費 用	1,981,047	1,801,707
資 金 調 達 費 用	32,963	26,611
預 金 利 息	32,698	27,760
給付補填備金繰入額	649	504
借 用 金 利 息	－1,013	－1,969
その他の支払利息	630	315
役 務 取 引 等 費 用	339,600	332,385
支払為替手数料	38,327	32,378
その他の役務費用	301,273	300,006
そ の 他 業 務 費 用	13	828
その他の業務費用	13	828
経 費	1,464,146	1,432,099
人 件 費	850,754	851,543
物 件 費	595,791	524,395
税 金	17,600	56,160
そ の 他 経 常 費 用	144,322	9,782
貸倒引当金繰入額	120,864	—
貸 出 金 償 却	2,756	19
その他資産償却	194	219
その他の経常費用	20,507	9,543
経 常 利 益	239,991	349,031
特 別 利 益	85,081	—
その他の特別利益	85,081	—
特 別 損 失	40,572	77,984
固定資産処分損	3,667	333
減 損 損 失	862	77,650
その他の特別損失	36,042	—
税 引 前 当 期 純 利 益	284,500	271,047
法人税、住民税及び事業税	8,814	8,732
法 人 税 等 調 整 額	25,788	－18,931
法 人 税 等 合 計	34,602	－10,199
当 期 純 利 益	249,897	281,246
前 期 繰 越 金	419,371	425,331
土地再評価差額金取崩額	552	41,644
当 期 未 処 分 剰 余 金	669,821	748,223

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 88円16銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表上の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 固定資産の減損損失
 - 用途、種類、場所などの概要
一部事業用不動産及び遊休資産(所有土地)
 - 減損損失の認識に至った経緯
一部の事業用不動産については、店舗統廃合によるものや市場性等を見据えた場合、将来的に収益性が低下する兆候が見られるため、また、遊休資産は廃止店舗等であり、賃貸等によるキャッシュ・フローが見込めないことから、減損損失を認識しました。
 - 特別損失計上額 事業用不動産 76百万円、所有不動産 1百万円
 - 資産のグルーピングの方法
当組合は、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎にグルーピングを実施しております。具体的には、事業用資産は管理会計上の区分に基づく営業店毎に、遊休資産は個々の資産ごとに資産のグルーピングを行っております。
 - 回収可能価額
回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等に基づき時価を算定しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

当 期 未 処 分 剰 余 金	748,223,066
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 準 備 金	28,500,000
出 資 に 対 す る 配 当 金	29,068,807
(優先出資に対する配当金	14,168,000)
(普通出資に対する配当金	14,900,807)
特 別 積 立 金	220,000,000
(優先出資消却積立金	220,000,000)
計	277,568,807
繰 越 金 (当 期 未 残 高)	470,654,259

法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案等の計算書類については「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書等は、上記の計算書類に基づき作成しております。

代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案等の計算書類の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月24日
熊本県信用組合

理事長 出田 貴 康

地域密着型金融の取組み

■中小企業の経営の改善のための取組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法が期限を迎えましたが、当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においてもこれまでと同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といった中小企業金融円滑化の取組みを積極的に継続してまいります。

- (1)当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと同様、お客さまの状況を十分に把握したうえで、関係金融機関とも連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。
- (2)当組合は、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って提案するなど、コンサルティング機能の発揮に全力で取り組んでまいります。

2. 金融円滑化等ご相談窓口のご案内

- (1)営業店のご相談窓口
担当部署：各営業店の窓口係
- (2)本部のご相談窓口
担当部署：融資部経営支援課(熊本県信用組合本部内)
住 所：熊本市中央区紺屋今町1-1 シティ12ビル
電話番号：096-353-1200(代表)
※上記窓口の受付時間：午前9時～午後5時
(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)

3. 取組み状況

当組合では、商工会議所、商工会連合会、県中小企業再生支援協議会、県よろず支援拠点、熊本県中小企業経営支援連携会議(通称：がんばろう！くまもと経営支援ネットワーク)、宮崎県中小企業経営支援連携会議(通称：みやざき経営アシスト)などの外部支援機関との連携及び活用を図り、お客さまの経営改善に向けた取組みを積極的に進めております。

4. 経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 A		うち経営改善支援取組み先数 α		経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
		αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定した先数 δ	α/A	β/α
603	29	0	29	20	4.8%	0.0%

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2. 期初債務者数は令和3年4月当初の債務者数です。
3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含んでおりません。
4. 「α(アルファ)」のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が「期初よりランクアップした先」です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含まれますがβには含んでおりません。
5. 「α(アルファ)」のうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が「期初と変化しなかった先」です。
6. 「α(アルファ)」のうち再生計画を策定した先δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計計数です。
7. 期中に新たに取引を開始した先は、本表に含みません。

5. 人材の育成

中小企業および小規模事業者の方々の支援を行うためのスキル向上を目的として、関連組織・団体等主催の各種研修会や勉強会、連携会議等に出席しています。

また、職員の業務知識向上のため資格取得奨励制度により各種検定試験等の取得を支援しています。

6. 連携支援

当組合は、中小企業および小規模事業者の方々が抱えている高度・専門的な経営課題に対し、支援をすることにより、中小企業および小規模事業者の方々が中長期的に発展するための経営基盤の強化を図るとともに地域経済の安定に貢献するため、地方公共団体や商工会議所・商工会、信用保証協会等の関係機関と連携しながら地域経済全体の活性化と同時に顧客企業の事業拡大や経営改善に取り組んでいます。

更に、一般社団法人熊本県中小企業診断士協会と当組合は、取引先企業に対する経営支援に関し、相互に協力、連携することにより円滑かつ有効な経営支援を行い、もって地域経済の活性化を図ることを目的として、平成26年3月31日に取引先企業等の経営支援業務に係る覚書を締結し、事業DD(デューデリジェンス)、財務DD(デューデリジェンス)の作成支援の強化を図っています。

7. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

○「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み事例

1. 主債務者及び保証人の状況

債務者は国有林等の山林の維持管理、林産品の販売等を主要事業とする森林組合。平成30年8月より継続的に運転資金に応需していた。地域の森林組合として公共性が高く、財務内容も良好であり、令和元年8月の運転資金申出時に個人連帯保証無しでの取組要望あり、経営者保証に関するガイドラインの説明を行ったところ、利用したいとの申出。

2. 取組み内容

- (1)社屋、工場等の組合の事業活動に必要な資産は、すべて組合所有となっており、組合と代表者個人との資産が明確に分離されている。また、組合と代表者個人間に資金の貸借もない。
- (2)当組合からの財務状況等の報告依頼に対しても、誠実に対応されており、貸出金の履行状況も良好に推移している。
- (3)法人単体でのキャッシュフローで、返済能力は十分に確保されている。上記内容を検討し、担保保証による保全はされていないものの、代表者の保証を求めることなく、取組を行うこととした。

○「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	126件	143件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	3.93%	4.93%
保証契約を解除した件数	7件	5件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成約件数(当組合をメイン金融機関として実施したもの)	0件	0件

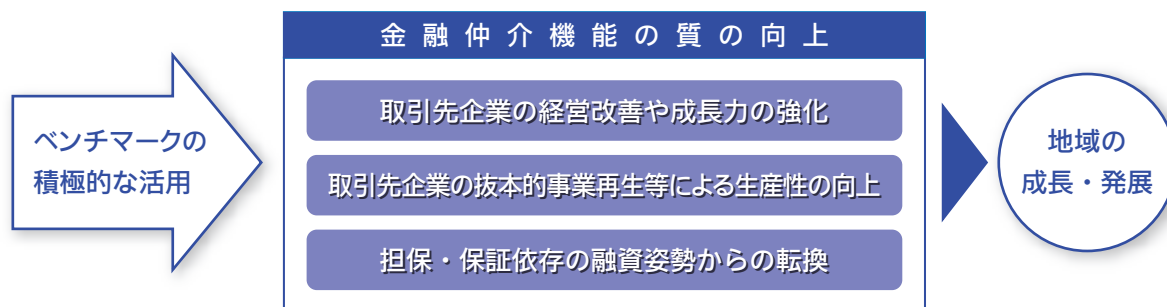
「金融仲介機能のベンチマーク」の取組み

当組合の取組方針

当組合では、地域の活性化につながるお客さまの発展・成長に向けた支援に取り組んでいます。

「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、金融仲介機能の質の向上に努め、お取引先の皆さまのニーズや課題に応じた融資やソリューション（解決策）の提供を積極的に進めてまいります。

なお、当組合は従来からお取引先の業況を把握した融資取組みを行っておりますが、平成29年度から事業性評価の基本方針を具体的に定め、お取引先の更なる業況把握に努めております。



共通ベンチマーク1

【金融仲介機能】取引先企業の経営改善や成長力の強化

ベンチマーク：金融機関がメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標等の改善が見られた先数および同先に対する融資額

メイン先数	592先	うち経営指標等が改善した先数	419先
メイン先の融資残高	203億円	上記の融資残高	149億円

定義	○メイン先……………当組合の融資残高が最も多い先 ○経営改善指標等改善先…前期比で、売上高、労働生産性、従業員数のうち一つでも改善した先
----	---

当組合をメインとしてご利用いただいているお取引先のうち70%が改善

共通ベンチマーク2

【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

条件変更総数	51先	うち好調先	4先
		うち順調先	15先
		うち不調先	32先

定義	○好調先……売上高が計画比120%超の先 ○順調先……売上高が計画比80%～120%以下の先 ○不調先……売上高が計画比80%未満の先 ※不調先には経営改善計画なしの先も含まれます。
----	---

貸付条件変更を実施し、かつ経営改善計画を策定しているお取引先のうち、37%の計画が順調に進捗

共通ベンチマーク3

【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：金融機関が関与した創業、第二創業の件数

当組合が関与した創業件数	19件	当組合が関与した第二創業件数	0件
定義	○創業支援…創業計画の策定支援、創業期取引先への融資、政府系金融機関等への紹介、ベンチャー企業への投融資・助成金 ○第二創業…すでに事業を営んでいる企業の後継者等が新規事業を開始すること、既存の事業を譲渡した経営者等が新規事業を開始すること、抜本的な事業再生によって企業が業種を変えて再建すること		

計19件のお取引先の創業支援、第二創業支援に関与

共通ベンチマーク4

【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：ライフステージ別の与信先数（先数単体ベース）および融資残高
与信には融資のほか、融資枠の設定（残高なしを含みます。）や保証などを含みます。

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	2,209先	155先	142先	874先	145先	117先
上記与信先に係る融資残高	440億円	25億円	58億円	219億円	35億円	25億円

※上記ライフステージに該当しない財務登録データのない先 776先/75億円

定義	○創業期……創業、第二創業から5年までの先 ○成長期……売上高平均で直近2期が過去5期の120%超の先 ○安定期……売上高平均で直近2期が過去5期の120%から80%の先 ○低迷期……売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満の先 ○再生期……貸付条件の変更または延滞がある先
----	---

全与信先の45%が「成長期」、「安定期」に区分

共通ベンチマーク5

【金融仲介機能】担保・保証依存の融資姿勢からの転換

ベンチマーク：金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資額、全与信先数および融資額に占める割合

	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資残高	391先	171億円
上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	17.7%	38.9%

定義	事業性評価に基づく融資先……当組合独自の評価手法により実施したお取引先
----	-------------------------------------

事業性評価先は全与信先の17.7% = 事業性評価を行っているお取引先に対し、
融資残高は38.9% 積極的に融資対応

地域を応援する取組み

■SDGsの取組みについて

当組合では、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)の趣旨に賛同し、目標達成に向けた持続可能な社会の実現に努めることを目的として、SDGsの取組みを宣言しています。

4つの重要課題への取組みを推進し、経営理念に基づいた取組みを強化することで、地域の持続的な発展と当組合の企業価値向上を図り、SDGsの実現を目指します。



■「一般社団法人熊本県子ども食堂ネットワーク」との連携について

当組合は、SDGsの取組みの一環として「一般社団法人熊本県子ども食堂ネットワーク」と連携して、子ども食堂の支援を行うため、様々な形で積極的にサポートしております。

今後も様々な支援を行い、当組合の営業エリアである熊本県および宮崎県の発展に尽力いたします。



■自治体との連携協定

当組合は一般社団法人熊本県子ども食堂ネットワークとともに、自治体と子ども食堂に関する協定を締結しました。

地域各地での子ども食堂に対する支援を通じて、誰一人取り残さない地域コミュニティの形成や地域の活性化を推進いたします。



令和4年3月18日 熊本県



令和4年5月16日 宇土市

■子ども食堂応援定期の取扱い

県内の子ども食堂の活動支援の一助として「子ども食堂応援定期」の取扱いを開始し、募集総額の0.05%相当額を寄付金として「一般社団法人熊本県子ども食堂ネットワーク」に贈呈いたしました。

【取扱期間】令和3年6月21日～令和3年8月31日

【募集総額】20億円

【預入金額】10万円以上2,000万円以内

【適用利率】組合員0.03%、
非組合員0.01%



寄付金贈呈式



■「健康診査事業の推進に関する覚書」の締結および「けんしん健康増進定期預金」の取扱い

地方における人口構成の高齢化が急速に進み、生活習慣病などで死亡される方が増加しているほか、医療費も年々増加しています。

当組合では、健康診査の受診率アップと市町村民の健康増進への意識向上および医療費抑制につなげるとともに、住民の健康づくり、地域の活性化を図るため、自治体と「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結し、自治体の医療事業をサポートすることを目的とした定期預金の金利上乗せによる商品を取り扱っています。

令和元年度の合志市との覚書締結により、7市5町2村と覚書を締結させていただきました。

■締結状況

平成27年11月 多良木町、高森町
12月 高千穂町、阿蘇市、人吉市、宇城市
平成28年 1月 南阿蘇村、熊本市
2月 山江村、苓北町
3月 宇土市、八代市、あさぎり町
令和元年 11月 合志市

■商品の主な特徴

【ご利用対象者】

覚書を締結した自治体にお住まいの方で、次の①または②の健康診査を預入日の1年以内に受診された方

- ①国民健康保険被保険者(40歳～74歳)の方で、特定健康診査を受診された方
- ②後期高齢者医療被保険者(75歳以上または65歳～74歳の方で、一定の障がいがあり広域連合から障害認定を受けた方)であり後期高齢者医療の健康診査を受診された方

【預入金額】10万円以上300万円以内

【預入期間】1年

【適用利率】店頭表示利率+0.20%

【取扱実績】(令和4年3月31日現在)
530件 1,095百万円



■令和2年7月豪雨に関する地域復興支援の取組み

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

令和2年7月豪雨の影響による球磨川水系の氾濫・決壊に伴い、多くの方が被災され、中でも人吉地区は甚大な被害に見舞われました。

一日も早い復興をお祈りするとともに、引き続きお客さまや地域の状況把握に努め、被災地の復旧に向けた取組みを全力で行ってまいります。

■「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の取扱い

平成28年熊本地震により被災された皆さまの一日も早い復旧・復興を願い、当組合は「自然災害による被災者債務整理に関するガイドライン」の利用先から12先の受付を行っており、7先の同意書発行、4先の特定調停に同意しています。

■創業・新事業支援融資の取組み

創業、新規事業を行うまたは行った個人および中小企業者の方が事業を行うために必要な資金のご相談やご融資に関して取り組んでいます。

■融資実績（令和3年度）

19件 119百万円

■事業承継の取組み

事業承継をお考えの個人事業者および中小企業者の方の相談、アンケート等に関して取り組んでいます。

■中小企業に適した資金供給手法

動産・債権譲渡担保融資

■取組実績（令和3年度中）

3件 16百万円

(注)1. 「動産・債権譲渡担保融資」は、リース債権およびクレジット債権を担保とした融資を除きます。

2. 残高は、当組合とお客さまとの間の直接の貸出契約であり、SPCや信託銀行を経由した取引は含みません。

3. 動産・債権について、担保権設定契約をしているもののみを対象としています。

■総代、地域商工団体等との連携

総代、地域商工団体等との連携により、中小企業、小規模事業者および勤労者の方々のニーズに適した金融サービスの提供を目指し、営業エリアの地域商工団体の役員・指導員をお招きし、当組合の役員・地区総代との意見交換会と懇談会を開催しています。

※令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催中止。

■産学連携の大学提携事業

平成21年度より信用組合業界の中央機関である一般社団法人全国信用組合中央協会が推進する産学連携の大学提携事業に取り組んでいます。

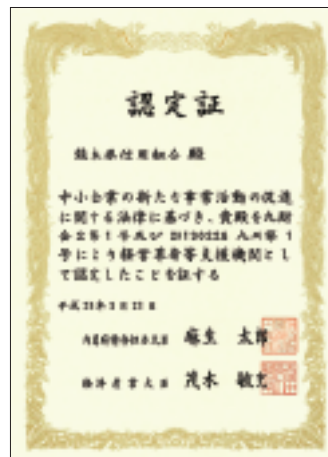
「地域金融の重要性と信用組合の役割」をテーマとして、地域の発展に貢献する信用組合の存在意義や使命について、理事長自ら講師となり、次世代を担う学生へメッセージを発信しています。

開催日	大学名
2010年 5 月26日(水)	熊本学園大学
2010年 6 月18日(金)	熊本県立大学
2013年12月16日(月)	熊本学園大学
2014年 7 月 1 日(火)	熊本県立大学
2014年11月20日(木)	熊本学園大学
2015年 6 月 3 日(水)	久留米大学
2015年 6 月30日(火)	熊本県立大学
2015年11月17日(火)	熊本学園大学
2016年 7 月12日(火)	熊本県立大学
2016年11月21日(月)	熊本学園大学
2017年 7 月11日(火)	熊本県立大学
2017年 7 月14日(金)	宮崎産業経営大学
2017年11月15日(水)	熊本学園大学
2018年 7 月17日(火)	熊本県立大学
2018年11月 9 日(金)	熊本学園大学
2019年 7 月16日(火)	熊本県立大学
2019年11月21日(木)	熊本学園大学
2021年 7 月20日(火)	熊本県立大学
2021年11月18日(木)	熊本学園大学

■経営革新等支援機関の認定について

「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、当組合は支援事業の担い手である「経営革新等支援機関」として、平成25年3月21日に国から認定を受けました。

当組合では、専門性の高い支援を実現していくなど経営支援の取組みとして、経営状況の分析、創業支援、事業計画策定支援、改善計画策定支援等を行い、地域密着型金融の取組みを通じて地域経済の活性化に貢献してまいります。



地域を応援する取組み

■「しんくみピーターパンカード」の取扱い

「しんくみピーターパンカード」は、すべての子供たちとその家族のこころと身体の健全な育成を支援するカードです。

ピーターパンカードでショッピングすると、ご利用額の0.5%が信組業界の選定したチャリティ関連諸団体やロンドンのグレート・モンド・ストリート病院こどもチャリティに寄付されます（※カードご利用者に負担をおかけすることはありません）。

当組合では、平成14年から熊本県信用組合協会を通じて、地域の障がいや難病とたたかっている子供たちやその家族への支援活動などに協力しております。

『すべての未来の大人たちに、今、私たちから何かを贈りたい。すべての子供たちの輝かしい笑顔のための何かを。』

そんな思いをかたちにする「しんくみピーターパンカード」を今後とも応援してまいります。

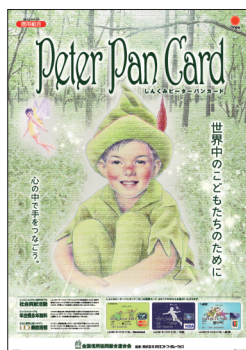
■寄付金実績

（熊本県信用組合協会資料より）

25回

累計金額：3,348,920円

（令和4年3月31日現在）



令和4年3月16日 合同会社ねいろ 同施設にて寄付金贈呈

■インターンシップの受け入れ

産学連携への取組み、信用組合の認知度向上を目的として、毎年インターンシップの学生の受け入れを行っています。

令和3年度は2月にオンラインを含め大学生1名を受け入れ、実習を行いました。

実習を通じて、当組合の業務内容と組織内における各部門（本部各部・営業店）の役割を学んでいただきました。

総務部では信用組合の概要説明をはじめ金融機関におけるコンプライアンスやマナー・応対接遇、営業店では窓口および融資担当の業務やお取引先同行訪問等を体験していただきました。

■個社別の経営課題解決を目的に「けんしん経営相談会」を開催

平成21年2月に発足した「けんしん経営塾」については、地域活性化の柱である企業の育成・支援を主たる目的として、経営者や経営幹部の方々を組織化し、経営に関する勉強会の開催や情報サービスを提供してまいりましたが、令和元年度より、個社別の経営課題解決を目的に、従来の集合型勉強方式から、「熊本県よろず支援拠点」との連携による地区毎の出張個別相談会「けんしん経営相談会」に切り替えて経営支援を実施しています。



■個人向け有担保ローン「ひとまとめ」の取扱い

お客さまの資産を最大限に活かす個人向けローン商品を取り扱っています。

本商品は、幅広い目的資金や他社ローン等のおまとめにご活用いただけます。また、最長15年のお借入期間により、余裕を持った返済が可能です。

■概要

【資金使途】お使いみちが明確なもの
（おまとめ可能、事業性資金は除く）

【融資金額】100万円以上1,000万円以内

【融資期間】1年以上15年以内

個人向け有担保ローン
ひとまとめ

ローン等の
おまとめ
目的資金に
ご利用可能

最長15年
お借入可能

資産価値を
最大限に活用した
ローン商品

お借入可能額	お持ちの資産価値を最大限に活用した融資枠（※）
お借入可能期間	1年以上15年以内（※）
お借入可能利率	お持ちの資産価値を最大限に活用した融資枠（※）
お借入可能回数	お持ちの資産価値を最大限に活用した融資枠（※）
お借入可能条件	お持ちの資産価値を最大限に活用した融資枠（※）

熊本県信用組合
2023/04/01現在

■無担保無保証型個人ローン「みらいプランナー」の取扱い

お客さまのニーズを迅速かつ柔軟に対応できる個人向けローン商品を取り扱っています。

当組合との預金取引等が3か月以上ある方を対象とした商品で、目的資金や他社ローン等のおまともにもご活用いただけます。

また、原則・無担保・無保証のご利用が可能で、複数の商品設計により、お客さまのニーズに幅広く対応しております。

■概要

【資金使途】①借換 ②目的 ③フリー

【融資金額】①10万円以上500万円以内

②10万円以上500万円以内

③10万円以上300万円以内

※本商品の合計融資金額は500万円を上限とします。

【融資期間】1年以上10年以内

■無担保無保証型ビジネスローン「iビズサポート」 の取扱い

お客様の事業向上を目指し、経営課題解決をサポートする商品を取り扱っています。

事業性資金(運転資金・設備資金・借換資金)にご活用いただけます。

SDGs宣言等による優遇等もご利用いただけます。

■主な商品の特徴

【資金使途】事業性資金(運転資金、設備資金、借換資金)

【融資金額】10万円以上1,000万円以内

※運転資金のみの場合は500万円を上限とします。

【融資期間】1年以上10年以内(据置1年以内)

※運転資金は5年を上限とします。

【連帯保証人】・法人：原則代表者1名

- ・個人事業主：原則不要

【保証料】不要

【そ の 他】SDGs宣言等による優遇条件等あり

[illegible]

■「新事業応援つなぎ資金」 「創業・新事業応援資金」の取扱い

平成26年3月の日本政策金融公庫との創業分野等における業務連携・協力および熊本県商工会連合会との連携を踏まえ、中小企業者の創業資金や新事業資金等の資金調達をサポートし、もって中小企業者の事業発展に資することを目的に、「新事業応援つなぎ資金」「創業・新事業応援資金」を取り扱っています。

■主な商品の特徴

1. 新事業応援つなぎ資金

【資金使途】補助金、助成金等を受ける事業に要する運転資金・設備資金

【融資金額】補助金、助成金等交付決定金額の限度内

【融資期間】補助金等交付決定通知から補助金等を受領する
までの期間(最長2年)

2. 創業・新事業応援資金

【資金使途】事業資金(運転資金および設備資金)

【融資金額】1,000万円以内

【融資期間】運転資金：7年以内(据置6か月以内)
設備資金：15年以内(据置1年以内)

[illegible][illegible]

地域を応援する取組み

■団体傷害保険「しんくみホッとプラン」の取扱い

令和3年7月に、団体傷害保険「しんくみホッとプラン」の取扱いを開始しました。

組合員ならびに組合員のご家族のみなさまの万一のケガに対する備えを、年齢・性別・職業に関わらず手ごろな保険料で契約できる団体傷害保険の商品です。



■自動車事故費用共済「まごころ共済」の取扱い

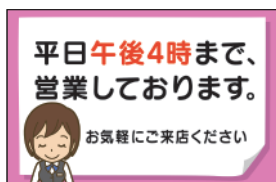
令和2年9月に熊本県火災共済協同組合と代理所委託契約を締結し、自動車事故費用共済「まごころ共済」の取扱いを開始しました。

自動車での不慮の事故における自賠責保険や任意保険でカバーできない部分について、自己または他人の生命もしくは身体を害した場合の経済的負担を補償する商品です。



■本店営業部の窓口営業時間延長

当組合では「金融サービスの多様化」および「お客さまの声」を踏まえ、より一層のサービス向上を目指し、本店営業部の窓口営業時間を午後4時まで延長しております。



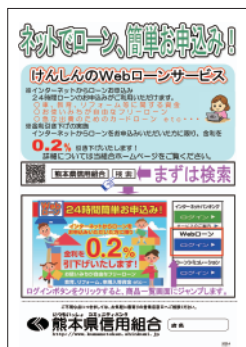
●『Webローン』の取扱い

けんしんのWebローンサービス

24時間ローンのお申込みがご利用いただけます。

インターネットからローンをお申込みいただいた方に限り金利を0.2%引下げいたします。

当組合のホームページまたは「しんくみローンサーチ」を利用して、お客さまがお探しのフリーローン、カードローンなど各種個人ローンの申込みがご利用いただけます。



■国民年金基金との「業務委託契約書」の締結について

国民年金基金との業務委託契約を締結し、節税対策や老後の資金確保等による取引先支援を開始しました。

国民年金基金は、自営業・フリーランスで働く方(第1号被保険者)が将来受け取る国民年金(老齢基礎年金)に上乗せをする公的な年金制度です。任意で加入が可能で、ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計いただけます。

■遺言代用信託「しんくみ相続信託」の取扱い

平成30年8月にオリックス銀行と信託契約代理店の業務委託契約を締結し、「しんくみ相続信託」の取扱いを開始しました。

遺言代用信託である本商品は、遺産分割協議の対象外であるため、遺言書作成の必要がなく、簡易な手続きで早期資金化が可能です。

■主な商品の特徴

【募集対象】個人のお客さま

【受取人】1契約当たり推定相続人等1名

【申込金額】100万円以上3,000万円以下(100万円単位)

※ただし、お客さまが保有する金融資産の1/3までの金額

【信託期間】最長30年



■ご意見箱の設置

平成21年6月からお客さまのご意見・ご要望等を当組合の業務運営に活かしていくことを目的として、営業店の窓口に「ご意見箱」を設置しています。

「窓口対応に関するご指導」、「業務に対する要望」など大切なご意見を反映するために関連部署で内容等を十分に検討・協議したうえで、定期的に理事会へ報告しています。

社会貢献活動について

「しんくみの日週間」(令和3年9月1日から1週間)において各地区で活動いたしました。

■営業店において、清掃活動等を実施しました。



田崎支店 田崎市場内の清掃活動



八代支店 八代城跡周辺の清掃活動



御領支店 黒崎海岸の清掃活動



高千穂支店 高千穂峡の清掃活動

■熊本県信用組合協会主催のもと下通り献血ルームにて「いきいき献血運動」を実施し、多くの皆さまにご協力いただきました。ありがとうございました。



■東日本大震災、平成28年熊本地震ならびに令和2年7月豪雨への対応

信用組合業界では、東日本大震災、平成28年熊本地震ならびに令和2年7月豪雨により被災された方々を支援するため、義援金活動を実施いたしました。

皆さまから多くの義援金が寄せられました。ここにあらためて、当組合の組合員をはじめとするお客さまのご厚情に対して、衷心より感謝申し上げます。

なお、令和2年7月豪雨につきましては、令和4年9月30日まで引き続き義援金の受付をしております。

令和4年3月31日までの義援金の贈呈状況

- ・ 東日本大震災 355,034,378円
- ・ 平成28年熊本地震 38,196,749円
- ・ 令和2年7月豪雨 2,856,535円

■その他の各営業店における地域行事への参加及び社会貢献活動

- 【本店営業部】献血活動(9月)
- 【田崎支店】田崎市場内の清掃活動(9月)
- 【宇土支店】西岡神社の清掃活動(9月)
- 【天明支店】南区役所天明まちづくりセンター周辺の清掃活動(9月)
- 【八代支店】八代城跡周辺の清掃活動(9月)
- 【人吉支店】球磨川河川沿いの清掃活動(9月)
- 【免田支店】おかどめ幸福駅の清掃活動(9月)
- 【多良木支店】多良木駅周辺の清掃活動(9月)
- 【牛深支店】牛深中央公園の清掃活動(9月)
- 【阿蘇支店】阿蘇市立中央公園の清掃活動(9月)
- 【高森支店】高森駅周辺の清掃活動(9月)
- 【大津支店】肥後大津駅周辺の清掃活動(9月)
- 【大矢野支店】宮津海岸の清掃活動(9月)、大矢野町松栄会商店街の清掃活動(毎月)
- 【鏡支店】有佐駅周辺の清掃活動(9月)
- 【小川支店】宇城市民環境美化運動(6月)、小川阿蘇神社の清掃活動(9月)
- 【御領支店】黒崎海岸の清掃活動(9月)
- 【本渡支店】南川プロムナード周辺の清掃活動(9月)
- 【高千穂支店】高千穂峡の清掃活動(9月)、献血活動(8月、1月、3月)
- 【合志支店】御代志駅周辺の清掃活動(9月)



多良木支店 多良木駅周辺の清掃活動



宇土支店 西岡神社の清掃活動



鏡支店 有佐駅周辺の清掃活動



高森支店 高森駅周辺の清掃活動

コンプライアンス(法令等遵守)

■コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当組合では、法令等遵守を最も重要な経営課題と位置付け、理事長を最高責任者として組合全体で法令等遵守態勢を構築しています。

金融機関としての社会的責任と公共的使命に鑑み、役職員が法令、諸規則、諸規程等を遵守し、もって企業倫理に悖ることなく、誠実かつ公正に業務を遂行することを法令等遵守の定義として、下記の基本方針の下で、健全な業務の運営を行っています。

また、法令等遵守を徹底させるため、コンプライアンス・プログラムを毎年度作成し、実践状況のモニタリングを行うとともに、役職員全員には「法令等遵守ハンドブック」を携行させ、コンプライアンスに対する意識付けを強化しています。

さらに、反社会的勢力との一切の関係を排除するための態勢強化を図っております。

1. 基本的な考え方

(1)理事および理事会は、法令等遵守を経営の最も重要な事項と認識し、信用組合の社会的責任と公共的使命を基本とした業

務遂行を徹底するものとする。

(2)法令等遵守に係る実践的計画である「コンプライアンス・プログラム」については、その進捗状況などを踏まえ、毎年度策定するものとする。

(3)法令等に違反する行為が発生した場合は、法令又は就業規則等に基づき適切な処置をとるものとする。

(4)当組合の規模に応じた組織体制や規定等の整備により、法令等遵守に係る円滑な対応を図る。

2. 基本指針

(1)法令や社会的規範を遵守し、公正で誠実な行動を徹底する。

(2)反社会的勢力に対しては、確固たる信念を持って対処する。

(3)地域と組合員をはじめとするお客さまから信頼される、有益な金融サービスを提供していくことにより、コミュニティバンクとして地域との共存共栄に努める。

(4)自由闊達な気風の醸成に努め、働き甲斐のある健全な職場づくりを推進する。

■当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客さまにより一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先	
「お取引先店舗」または「総務部総務課」にお願いいたします。	
総務部総務課	住所：熊本市中央区紺屋今町1番1号 電話番号：096-353-1200 受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申出は当組合のほか、しんくみ相談所でも受け付けています。詳しくは、当組合総務部総務課へご相談ください。

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電 話 番 号	03-3567-2456
受付日・時間	月曜日～金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申出を伺い、お申出のお客さまの理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会および福岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部総務課またはしんくみ相談所へお申出ください。

また、お客さまが直接、仲裁センター等へ申出することも可能です。

なお、仲介センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例) 福岡県弁護士会の仲裁センターに移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

2. 現地調停

東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。

例) お客さまは、福岡県弁護士会や宮崎県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で、東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

■東京弁護士会等

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日・時間	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00 13:00～17:00

■福岡県弁護士会紛争解決センター

名 称	天神 弁護士センター	北九州 法律相談センター	久留米センター
住 所	〒810-0004 福岡市中央区 渡辺通5-14-12 (南天神ビル内)	〒803-0816 北九州市小倉北区 金田1-4-2 (北九州弁護士会館内)	〒830-0021 久留米市 篠山町11-5 (筑後弁護士会館内)
電話番号	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受付日・時間	月～金 10:00～19:00 土日祝日 10:00～13:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:30 13:30～15:30	月～金 (除 祝日、年末年始) 10:00～11:30 13:30～16:00

■振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺犯罪の被害発生防止への取組み

熊本県信用組合協会は、熊本県の信用組合を代表して熊本県警察本部および九州財務局と熊本県内における振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺犯罪の被害発生を防止するため、平成26年11月に協定を締結し、会員である当組合は未然防止に取り組んでいます。

■インターネットバンキングに係る不正送金犯罪防止への取組み

メールやショートメッセージ(SMS等)を用いたフィッシングや、スパイウェア等の不正プログラムを用い、インターネットバンキング利用者の認証情報(ID・パスワード等)を盗む、パソコンやスマートフォンを乗っ取るなどの手口により預金を不正に送金する事案が国内で多発しています。当組合ではインターネットバンキングのセキュリティを高めるため、不正送金対策ソフトをご提供するほか、ワンタイムパスワードや電子証明書等の認証機能を導入すると共に、未然防止のために1日あたりの振込・振替限度額の引下げ・制限を行うなど、犯罪防止に取り組んでいます。

■キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取組み

ICキャッシュカードの発行

お客さまがより安心してご利用いただけるように、平成23年8月から普通預金・貯蓄預金のキャッシュカードを対象にICチップを搭載した「ICキャッシュカード」を発行し、偽造キャッシュカードによる被害防止に取り組んでいます。

当組合のATMのほか、全国のオンライン提携金融機関やセブンイレブンのATM等でもご利用いただけます。既に発行しているキャッシュカードからの切替えも可能で、カード発行に伴う手数料は不要です。お取扱店舗の窓口でお申込みください。



■取引時確認のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化することを目的として、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正され、これまで口座開設等の際に、お客さまの氏名、住所、生年月日等について確認を実施していますが、同法の改正により平成25年4月からは取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認(取引時確認)することになりました。

この確認は、新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

■お客さまへの確認(取引時確認)が必要な取引

- | | |
|--|------------------------------------|
| ①口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始 | ③200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い |
| ②10万円を超える現金振込、10万円を超える持参人払式小切手による現金の受け取りなど | ④融資取引など |
| | ※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。 |

■お客さまに確認させていただく事項

確認事項		主な確認書類
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	運転免許証、旅券(パスポート)、各種年金手帳、各種福祉手帳、各種健康保険証、マイナンバーカード、写真付きの公的証明書書類等 ※顔写真のない証明書書類の場合は、追加で他の証明書書類(公共料金の領収証書等を含みます。)をご提示いただくか、または確認のため、通帳等を後日ご本人様の住所へ簡易書留郵便等により転送不要郵便物等でお届けいたします。
	職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
法人のお客さま	名称・本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書等
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、旅券(パスポート)、各種年金手帳、各種福祉手帳、各種健康保険証、マイナンバーカード、写真付きの公的証明書書類等 ※上記に加え、「委任状」や「法人の事業所等への電話連絡」等により法人と実際にお手続きされる方の関係を確認いたします。
	事業の内容	登記事項証明書、定款等
	取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
	実質的支配者の方の氏名・住所・生年月日	※資本多数決法人の場合は、議決権の25%を保有する方、いない場合は、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると求められる方を確認させていただきます。 ※資本多数決法人でない場合は、その法人の収益総額の25%超を受ける方を、いない場合は、その法人を代表し事業を執行する方を確認させていただきます。

■ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引として、下記に該当する取引を言います。

- ・過去の契約の際に確認した顧客又は代表者等になりすましている疑いがある取引
- ・過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・特定の国に居住、所在する者との取引など

《ハイリスク取引時の確認》ハイリスク取引を行う際に、より厳格な確認が必要となります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、「資産及び収入の状況」についても確認させていただきます。

信用組合の組織

■信用組合(しんくみ)とは

信用組合は最も身近で何でも気軽に相談できる金融機関です。営業地域内の中小企業、小規模事業者や勤労者の方々を組合員とし、相互扶助と地域密着を理念とする協同組織の金融機関です。中小企業をはじめ、勤労者や主婦の方々のニーズに合わせて、きめ細かな金融商品の提供やサービスを行っています。また、地域の様々な活動に積極的に参加したり、地域の人たちとのコミュニケーションを大切にしています。

■信用組合の業務とは

信用組合は、預金や貸出、為替などの金融業務のほか、地元各種団体との提携、施設の開放や経営のご相談から毎日の暮らしのご相談にいたるまで、組合員の皆さまのニーズに幅広く対応しています。非営利の協同組織金融機関である信用組合は、地域のネットワークを活かし、組合員の皆さまには銀行とはひと味違った地域に密着したサービスを行っています。

なお、組合員以外の方でもご利用いただけますので、当組合本・支店窓口へご相談ください。

■総会・総代会制度

1. 総代会制度

信用組合とは、組合員の「相互扶助」の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し大切にする協同組織金融機関です。したがって、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することになります。当組合では、組合員数が多いことから、組合員の意見などを適正に反映するために、総会に代わる総代会制度を採用しております。

総代会とは、定款の変更、決算事項の承認、役員(理事・監事)の選任などの重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるように、組合員の中から総代選挙規約に従い、適正な手続きを経て選任された総代により構成・運営されています。

また、当組合では、総代に限定することなく、組合員(利用者)アンケート(ご意見箱・顧客満足度)調査を実施するなど、日常の業務を通じて、総代や組合員の皆さまとのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代の任期・定数及び選出方法

(1) 選出方法

- ・総代は総代選挙規約の定めるところにより、選挙区(地区)ごとにその選挙区に所属する組合員の中から公平に選挙を行い、選出しています。なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者、(推薦を含む))を当選者としています。

(2) 任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は100人以上150人以内で、営業地区の組合員数に応じて地区ごとに定めています。なお、令和4年7月の総代改選より100人以上120人以内とする定数変更を施行します。

■組合員になるには

信用組合の営業地域内の次の方々は、信用組合に出資をしていただければ、どなたでも組合員になります。

- ①営業地域内において事業を営む中小企業
ただし、従業員数が300人以内(卸売業・サービス業は100人以内、小売業は50人以内)または資本金の額が3億円以内(卸売業は1億円以内、小売業・サービス業は5千万円以内)の事業者
- ②営業地域内にお住まいの方
- ③営業地域内に勤務する方
- ④営業地域内において事業を行う事業者の役員
- ⑤営業地域内への転居が確実と見込まれる方

■組合員メリットとは

- ATM利用手数料の無料化(手数料キャッシュバック、ただし為替手数料は除く。)
- 両替手数料の引下げ
- 為替手数料の引下げ

※手数料の詳細については、37ページの手数料一覧をご参照ください。

(3) 定年

- ・総代の定年は80歳(就任時)です。

選挙区の総代定数
(令和4年6月末現在)

選 出 区		総代定数
第1区	熊本・大津地区	21
第2区	人吉球磨地区	33
第3区	天草地区	25
第4区	阿蘇地区	20
第5区	八代・鏡地区	21
第6区	宇城地区	21
第7区	宮崎県北部地区	9
合 計		150

3. 総代会の議事内容

令和4年6月23日開催の第72期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決となり、島田万里理事長は役員定年により退任され、新たに田貴康理事長が選任されました。

(1) 報告事項

- ①監査報告
- ②第72期事業報告、貸借対照表及び損益計算書に関する報告

(2) 議案事項

- ①第72期剰余金処分案承認の件
- ②第73期事業計画案及び収支予算案承認の件
- ③役員選任に関する件
- ④令和4年度役員報酬額に関する件
- ⑤組合員除名に関する件



■総代の名簿

選出区			定数	選挙区	定数	現数	氏 名（敬称略：五十音順）												
第1区	熊本・大津地区	21	本店営業部	5	5	青木 秀夫 ②	加藤 至 ④	船元 啓良 ②											
			田崎支店	6	6	前田 将光 ③	米満 淑恵 ⑥												
						猪本 恭三 ⑤	田村 博昭 ③	豊増 悟 ④											
			大津支店	9	9	松枝 隆 ③	松岡憲二郎 ①	森下 義弘 ④											
						今村 誠志 ⑤	大塚鷹之介 ⑥	北田 彰 ⑫											
			武田 征伍 ③	富永 幹夫 ⑦	中村 正章 ⑩														
			藤森 保則 ①	古庄 正治 ⑤	松岡 博継 ⑤														
第2区	人吉球磨地区	33	人吉支店	14	14	厚地 洋一 ⑩	岡田 好清 ⑧	尾上 隆也 ⑨											
						川越 公弘 ⑥	坂田 徹夫 ②	下島 伸一 ⑥											
						高松 正和 ①	田上 明仁 ⑤	竹田 善徳 ⑥											
						谷川 龍男 ②	鳥越 英夫 ①	西 英記 ①											
			免田支店	7	7	延岡 研一 ⑦	東 昭男 ⑦												
						緒方 正朗 ②	金井 明吉 ⑧	西 四郎 ⑤											
			多良木支店	12	11	春永 正光 ⑥	福島 光雄 ①	宮本 浩二 ⑨											
						森下 高德 ①													
								伊藤 昌一 ⑤	木下 弘文 ⑤	佐藤 重光 ⑤									
								椎葉 松男 ①	白川 映 ②	杉本 泰治 ③									
瀬口 武継 ⑩	善 秀文 ①	竹原 篤子 ⑤																	
谷口 幸範 ⑤	那須 主隆 ③																		
第3区	天草地区	25	本渡支店	11	10	合津 浩 ④	上元 賢正 ①	大橋 俊教 ⑪											
						濱田 信哉 ①	松下 一武 ④	松下 眞一 ④											
						森 信行 ②	山崎 一郎 ⑧	山崎 博文 ②											
			御領支店	7	7	横山 永治 ⑥													
						池崎 一彦 ②	瀬形 健男 ⑥	野崎 健 ①											
						宮本 真治 ②	村上 嘉紀 ①	山川 智己 ②											
						渡邊 聖麻 ②													
牛深支店	7	6	小林 與一 ③	佐々木洋司 ⑨	島田 豊 ①														
第4区	阿蘇地区	20	阿蘇支店	13	12	西村 尚隆 ①	益田 政昭 ①	米田 時男 ⑤											
						阿南 誠蔵 ⑧	岩佐孝之祐 ⑧	岩永 良成 ②											
						江藤 己暢 ⑫	木村 文雄 ⑥	小島 良美 ⑧											
						五嶋 義行 ⑤	佐伯 五男 ⑤	佐伯 和弘 ⑧											
			高森支店	7	7	高宮 龍二 ②	田野 雅文 ①	廣石 貞治 ②											
						今村 将文 ①	甲斐 秀一 ④	吉良 嘉人 ③											
						後藤 豊彦 ④	後藤 守幸 ⑥	土田 裕二 ⑥											
第5区	八代・鏡地区	21	八代支店	13	12	丸野健一郎 ④													
						今田静一郎 ④	財津 正美 ①	瀬高 輝大 ①											
						高島 誠也 ②	高見 治 ⑥	竹田 敏博 ②											
						富田 康方 ⑤	橋本 誠也 ③	松本 昭雄 ③											
			鏡支店	8	6	水雲 博昭 ②	吉永 壽義 ④	要名本義博 ⑤											
						大淵正之助 ⑥	下山 清信 ③	竹原 博美 ②											
						建貝幸一郎 ⑤	田中 信一 ⑦	藤田 昭宣 ③											
第6区	宇城地区	21	宇土支店	8	8	伊藤 良一 ③	岩上 國男 ⑨	熊井 聡 ②											
						田上 政人 ③	永松 憲幸 ③	荻迫 光洋 ③											
						吉田 義宏 ②	吉永 忍 ⑤												
			小川支店	6	6	入江 栄一 ①	川本盛二郎 ②	菅原 英俊 ①											
						高橋静一郎 ①	七川 満隆 ⑩	古川 紀満 ②											
			大矢野支店	7	7	有馬美智子 ②	浦辺 眞 ①	金子 良介 ⑦											
						田中銃之助 ①	田中 範幸 ⑤	堀川 三郎 ⑧											
第7区	北部地区	9	高千穂支店	9	9	益田 浩一 ②													
						浮島 雄三 ①	興梠 俊茂 ③	興梠 博信 ⑤											
						興梠 正幸 ⑥	佐藤 和彦 ①	瀬田 文記 ⑤											
合 計		150			150	143	高館 信孝 ⑧	田中 省二 ④	永田 鉄治 ①										

※氏名欄の○ぬき数字は就任回数を表示しています。

■報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、非常勤を含む理事全員および監事全員の報酬体系を開示しております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬は、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額は、役位や在任年数等を、各理事の賞与額は、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額は、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金は、在任期間中に毎期引当金を計上し、退職時に総代会で承認を得た後、支払うこととしております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、決定方法など、規程で定めております。

(2)役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理 事	37	37
監 事	7	8
合計	44	45

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事12名、監事3名です（退任役員も含む）。

注3. 上記以外に「賞与」「退職慰労金」は支払っておりません。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

注3. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注4. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

〔総代の属性別構成比〕

職業別：個人4.2%、個人事業主17.5%、法人役員78.3%、法人0%

年代別：30代以下0.0%、40代7.0%、50代20.3%、60代27.3%
70代39.2%、80代以上6.3%

業種別：製造業11.7%、不動産業5.1%、卸小売業28.5%、建設業8.8%
運輸業5.1%、農業0.7%、その他サービス業40.1%

※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。

■業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円、%)

科 目	令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
資 金 運 用 収 支	1,958,391	1,951,940
資金運用収益	1,991,355	1,978,552
資金調達費用	32,963	26,611
役 務 取 引 等 収 支	-230,298	-224,383
役務取引等収益	109,302	108,001
役務取引等費用	339,600	332,385
そ の 他 業 務 収 支	5,443	8,346
その他業務収益	5,457	9,174
その他業務費用	13	828
業 務 粗 利 益	1,733,537	1,735,903
業 務 粗 利 益 率	1.33	1.27
業 務 純 益	258,685	303,803
実 質 業 務 純 益	269,390	303,803
コ ア 業 務 純 益	269,390	303,803
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	269,390	303,803

■その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
そ の 他 業 務 収 益	5,457	9,174
その他の業務収益	5,457	9,174

■受取利息、支払利息の増減

(単位：千円)

科 目	令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
受 取 利 息 の 増 減	-100,518	-12,802
支 払 利 息 の 増 減	-8,285	-6,352

■役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
役 務 取 引 等 収 益	109,302	108,001
受入為替手数料	35,737	28,940
その他の受入手数料	73,236	78,810
その他の役務取引等収益	327	251
役 務 取 引 等 費 用	339,600	332,385
支払為替手数料	38,327	32,378
その他の支払手数料	250,723	248,250
その他の役務取引等費用	50,549	51,756

■経費の内訳

(単位：千円)

科 目	令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
人 件 費	850,754	851,543
報酬給料手当	686,607	689,699
退職給付費用	64,466	44,156
その他	99,680	117,687
物 件 費	595,791	524,395
事務費	277,255	245,447
固定資産費	144,915	127,001
事業費	44,104	33,191
人事厚生費	23,687	21,106
預金保険料	32,377	32,185
有形固定資産償却	68,683	60,840
無形固定資産償却	4,766	4,623
税 金	17,600	56,160
経 費 合 計	1,464,146	1,432,099

■資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回

科 目	年 度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回(%)
資金運用勘定	令和2年度	129,773	1,991,355	1.53
	令和3年度	135,760	1,978,552	1.45
うち貸出金	令和2年度	72,876	1,862,192	2.55
	令和3年度	71,798	1,829,567	2.54
うち預け金	令和2年度	51,634	91,286	0.17
	令和3年度	56,479	99,193	0.17
うち有価証券	令和2年度	4,783	24,303	0.50
	令和3年度	7,005	31,043	0.44
資金調達勘定	令和2年度	126,086	32,963	0.02
	令和3年度	131,841	26,611	0.02
うち預金積金	令和2年度	108,741	33,347	0.03
	令和3年度	110,916	28,265	0.02

■資金利鞘

(単位：%)

区 分	令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
資 金 運 用 利 回	1.53	1.45
資 金 調 達 原 価 率	1.18	1.10
総 資 金 利 鞘	0.35	0.35

■総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
総 資 産 経 常 利 益 率	0.18	0.25
総 資 産 当 期 利 益 率	0.18	0.20

■預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分		令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
預 貸 率	(期中平均)	67.01	64.73
	(期 末)	67.14	65.42
預 証 率	(期中平均)	4.39	6.31
	(期 末)	6.09	6.71

■常勤役職員1人当りの預金残高及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
常勤役職員1人当りの預金残高	682	718
常勤役職員1人当りの貸出金残高	458	470

■1店舗当りの預金残高及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	5,712	6,028
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	3,835	3,944

■預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和2年度(第71期)		令和3年度(第72期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	40,300	37.0	41,504	37.4
定 期 預 金	65,272	60.0	66,112	59.6
定 期 積 金	3,168	3.0	3,300	2.9
合 計	108,741	100.0	110,916	100.0

■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和2年度(第71期)		令和3年度(第72期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	81,484	75.1	82,329	75.9
一 般 法 人	22,083	20.3	21,707	20.0
公 金	4,558	4.2	4,030	3.7
金 融 機 関	412	0.4	444	0.4
合 計	108,538	100.0	108,511	100.0

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和3年3月末(第71期)		令和4年3月末(第72期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	6,270	33.1	6,176	31.9
住 宅 ロ ー ン	12,689	66.9	13,160	68.0
合 計	18,959	100.0	19,336	100.0

■貸出金資金使途別残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和3年3月末(第71期)		令和4年3月末(第72期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
設 備 資 金	39,414	54.1	38,119	53.7
運 転 資 金	33,459	45.9	32,877	46.3
合 計	72,873	100.0	70,997	100.0

■貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和3年3月末(第71期)		令和4年3月末(第72期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	8	0.0	6	0.0
手 形 貸 付	6,603	9.1	6,442	9.0
証 書 貸 付	64,227	88.1	63,454	88.4
当 座 貸 越	2,037	2.8	1,895	2.6
合 計	72,876	100.0	71,798	100.0

■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種	令和3年3月末(第71期)		令和4年3月末(第72期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	3,392	4.6	3,050	4.2
農 業、林 業	3,397	4.6	3,209	4.5
漁 業	435	0.5	468	0.6
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建 設 業	6,553	8.9	6,439	9.0
電気、ガス、熱供給、水道業	686	0.9	614	0.8
情 報 通 信 業	39	0.0	16	0.0
運 輸 業、郵 便 業	2,227	3.0	1,975	2.7
卸 売、小 売 業	6,937	9.5	6,842	9.6
金 融 業、保 険 業	1,322	1.8	1,273	1.7
不 動 産 業	10,920	14.9	10,696	15.0
物 品 賃 貸 業	437	0.6	408	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	846	1.1	875	1.2
宿 泊 業	885	1.2	921	1.2
飲 食 業	1,345	1.8	1,335	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	1,872	2.5	1,855	2.6
教 育、学 習 支 援 業	236	0.3	222	0.3
医 療、福 祉	932	1.2	874	1.2
その他のサービス業	5,101	7.0	4,786	6.7
その他の産業	615	0.8	637	0.8
小 計	48,186	66.1	46,503	65.5
地 方 公 共 団 体	4,001	5.5	3,560	5.0
個 人	20,685	28.4	20,933	29.5
合 計	72,873	100.0	70,997	100.0

■貸倒引当金

(単位：百万円)

種 目	令和3年3月末(第71期)		令和4年3月末(第72期)	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	148	10	126	-22
個 別 貸 倒 引 当 金	817	43	750	-67
合 計	965	53	876	-89

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年3月末(第71期)		令和4年3月末(第72期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,954	40.8	3,730	53.2
地 方 債	1,753	36.6	1,728	24.6
社 債	999	20.8	1,469	20.9
株 式	77	1.6	77	1.0
その他の証券	—	—	—	—
合 計	4,783	100.0	7,005	100.0

■財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和3年3月末(第71期)	令和4年3月末(第72期)
一 般 財 形	95,641	99,681
住 宅 財 形	2,049	2,049
年 金 財 形	13,935	12,815
合 計	111,625	114,545

■有価証券の評価

(単位：百万円)

項 目	帳簿価格 (A)	時価 (B)	評価損益 (B)-(A)
令和3年3月末	6,619	6,619	-
令和4年3月末	7,290	7,290	-

(注) 商品有価証券は保有していません

■貸出金担保別残高

(単位：百万円)

項 目	令和3年3月末(第71期)	令和4年3月末(第72期)
当 組 合・預 金 積 金	1,027	1,080
有 価 証 券	0	0
不 動 産	38,042	36,773
そ の 他	106	103
小 計	39,176	37,958
信用保証協会・信用保険	25,051	24,630
保 証	4,643	4,848
信 用	4,001	3,560
合 計	72,873	70,997

■貸出金償却

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月末(第71期)	令和4年3月末(第72期)
貸 出 金 償 却	2	0

■定期預金の金利区分別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度(第71期)		令和3年度(第72期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固 定 金 利	64,133	99.9	63,406	99.9
変 動 金 利	3	0.1	3	0.1
合 計	64,136	100.0	63,409	100.0

■貸出金の金利区分別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度(第71期)		令和3年度(第72期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固 定 金 利	29,440	40.4	28,533	40.2
変 動 金 利	43,432	59.6	42,464	59.8
合 計	72,873	100.0	70,997	100.0

■債務保証見返担保別残高

(単位：百万円)

項 目	令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
当 組 合・預 金 積 金	43	41
不 動 産	24	25
そ の 他	—	—
小 計	68	67
信用保証協会・信用保険	4	3
保 証	—	—
信 用	11	9
合 計	83	80

■有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度(第71期)						令和3年度(第72期)					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間のさだめ のないもの	種類別合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間のさだめ のないもの	種類別合計
国債・地方債	—	300	2,006	3,035	—	5,342	100	300	2,504	2,708	—	5,612
社 債	—	200	900	100	—	1,200	100	300	1,100	100	—	1,600
株 式	—	—	—	—	77	77	—	—	—	—	77	77
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	500	2,906	3,135	77	6,619	200	600	3,604	2,808	77	7,290

■公共債引受額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
国 債	—	—
地 方 債・政府保証債	—	—
合 計	—	—

■公共債窓販実績

(単位：百万円)

区 分	令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
国 債	—	—

■内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
送金・振込為替	仕 向	54,521	52,269
	被仕向	68,926	65,724
代 金 取 立	仕 向	193	238
	被仕向	40	49

■代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和2年度(第71期)	令和3年度(第72期)
全国信用協同組合連合会	3	2
商 工 組 合 中 央 金 庫	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫	27	24
住 宅 金 融 支 援 機 構	259	212
年 金 資 金 運 用 基 金	—	—
合 計	291	239

(注) 平成20年10月1日に国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行が統合し、株式会社日本政策金融公庫となりました。
また、商工組合中央金庫は、平成20年10月1日に株式会社商工組合中央金庫となりました。

■協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (%) (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	1,258	724	533	1,258	100.00%	100.00%
	令和3年度	1,171	711	460	1,171	100.00%	100.00%
危険債権	令和2年度	2,073	1,260	283	1,544	74.45%	34.89%
	令和3年度	2,077	1,246	289	1,536	73.93%	34.84%
要管理債権	令和2年度	224	96	9	105	47.20%	7.19%
	令和3年度	265	124	2	126	47.60%	1.78%
三月以上延滞債権	令和2年度	5	5	0	5	100.00%	0.00%
	令和3年度	0	0	0	0	0.00%	0.00%
貸出条件緩和債権	令和2年度	218	91	8	100	45.73%	7.01%
	令和3年度	265	124	2	126	47.60%	1.78%
小計	令和2年度	3,556	2,081	826	2,908	81.77%	56.04%
	令和3年度	3,515	2,082	752	2,834	80.63%	52.49%
正常債権	令和2年度	69,524					
	令和3年度	67,683					
合計	令和2年度	73,080					
	令和3年度	71,198					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

新しい自己資本比率規制

■単体における事業年度の開示事項

I.自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	5,950	6,203
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,759	4,719
うち、利益剰余金の額	1,219	1,513
うち、外部流出予定額(△)	29	29
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	148	126
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	148	126
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	34	17
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,133	6,347
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14	10
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	10
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	14	10
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	6,118	6,337
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	54,318	54,831
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	254	197
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	254	197
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,889	3,845
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	58,208	58,676
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.51%	10.80%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

新しい自己資本比率規制

II. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	54,318	2,172	54,831	2,193
①標準的手法が適用されるポートフォリオ毎のエクスポージャー	54,286	2,171	54,799	2,191
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	7,488	299	7,836	313
(iii) 法人等向け	9,015	360	8,653	346
(iv) 中小企業等・個人向け	19,583	783	20,669	826
(v) 抵当権付住宅ローン	2,858	114	2,365	94
(vi) 不動産取得等事業向け	9,350	374	9,794	391
(vii) 三月以上延滞等	1,568	62	1,504	60
(viii) 出資等	77	3	77	3
出資等のエクスポージャー	77	3	77	3
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	474	18	474	18
(xi) その他	3,616	144	3,234	129
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	254	10	197	7
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	3,889	155	3,845	153
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ)+(ロ)	58,208	2,328	58,676	2,347

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
		136,893	137,467	83	80	6,619	7,290	—	—	1,826	1,716
国	内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計		136,893	137,467	83	80	6,619	7,290	—	—	1,826	1,716
製 造 業		3,392	3,050	—	—	—	—	—	—	34	39
農 業 ・ 林 業		3,397	3,209	—	—	—	—	—	—	54	51
漁 業		435	468	—	—	—	—	—	—	0	—
鉱 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		6,553	6,439	—	—	—	—	—	—	135	151
電気・ガス・熱供給・水道業		686	614	—	—	—	—	—	—	0	0
情 報 通 信 業		39	16	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業		2,227	1,975	22	24	—	—	—	—	121	231
卸 売 業 ・ 小 売 業		6,937	6,842	0	0	—	—	—	—	439	439
金 融 ・ 保 険 業		55,038	56,727	—	—	—	—	—	—	6	5
不 動 産 業		10,920	10,696	—	—	—	—	—	—	250	248
各 種 サ ー ビ ス		11,658	11,280	49	46	—	—	—	—	314	97
国・地方公共団体等		9,343	9,173	—	—	5,342	5,612	—	—	—	—
個 人		20,685	20,933	8	6	—	—	—	—	459	449
そ の 他		5,557	6,039	3	3	1,277	1,677	—	—	8	—
業 種 別 合 計		136,893	137,467	83	80	6,619	7,290	—	—	1,826	1,716
1 年 以 下		63,542	65,228	63	67	—	200	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		24,055	29,602	5	1	300	200	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		22,650	17,099	2	0	200	400	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		5,175	6,087	0	0	600	1,400	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		6,949	5,769	2	1	2,306	2,204	—	—	—	—
10 年 超		10,643	9,927	1	0	3,135	2,808	—	—	—	—
期間の定めのないもの		1,342	1,356	—	—	77	77	—	—	—	—
そ の 他		2,537	2,399	9	7	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計		136,893	137,467	83	80	6,619	7,290	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信額相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は旧日本標準産業分類の大部分に準じて記載しています。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	138	148	－	138	148
	令和3年度	148	126	－	148	126
個別貸倒引当金	令和2年度	774	817	67	707	817
	令和3年度	817	749	82	735	749
合 計	令和2年度	912	965	67	845	965
	令和3年度	965	876	82	883	876

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

個別貸倒引当金	期首残高※		当期増加額※		当期減少額※		期末残高		貸出金償却	
	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度
製 造 業	28	33	5	21	0	13	33	42	－	0
農 業・林 業	10	11	1	0	0	1	11	10	0	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	0	－
鉱 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	89	94	25	53	22	48	94	99	－	0
電気・ガス・熱供給・水道業	－	1	1	－	－	0	1	1	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸・通信業	126	134	13	0	3	75	134	60	－	－
卸売業、小売業	147	147	29	13	29	18	147	143	－	0
金融・保険業	1	1	0	2	0	－	1	3	－	－
不 動 産 業	38	43	5	0	1	8	43	34	－	－
各 種 サ ー ビ ス	139	166	67	15	40	11	166	170	1	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	123	129	31	17	24	12	129	134	0	－
そ の 他	69	57	－	2	13	5	57	54	－	－
合 計	774	817	176	125	133	192	817	749	2	0

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は旧日本標準産業分類の大部分類に準じて記載しています。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ※2	適格金融資産担保		保証		クレジット デリバティブ	
	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	1,860	1,858	－	－	－	－
①ソブリン向け	－	－	－	－	－	－
②金融機関向け	－	－	－	－	－	－
③法人等向け	161	271	－	－	－	－
④中小企業等・個人向け	1,084	1,046	－	－	－	－
⑤抵当権付住宅ローン	11	6	－	－	－	－
⑥不動産取得等事業向け	1	9	－	－	－	－
⑦三月以上延滞等	505	439	－	－	－	－
⑧出資等	－	－	－	－	－	－
出資等のエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
⑨その他	96	85	－	－	－	－

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用保証協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

(4) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ．貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	－	－	－	－
非上場株式等	77	77	77	77
全信組連出資金	474	474	474	474
合 計	551	551	551	551

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

ロ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	－	－

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 ※1(%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	－	32,781	－	32,493
10%	－	6,951	－	6,257
20%	－	37,450	－	39,200
35%	－	8,178	－	6,766
50%	－	1,761	－	2,037
75%	－	27,195	－	28,606
100%	－	21,747	－	21,308
150%	－	742	－	717
250%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合 計	－	136,809	－	137,386

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

(5) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	－	－
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

(6) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ハ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,381	2,177	437	282
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,446	1,537		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	479	300		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,381	2,177	437	282
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,337		6,118	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、平成31年3月末から△EVEを開示しております。また、令和2年3月末から△NIIを開示しております。

(7) 第3の柱における「自己資本調達手段の概要」

(単位：百万円)

〔発行主体〕 熊本県信用組合		
資 金 調 達 手 段 の 種 類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,989	1,728

主要な事業の内容

■預金業務

令和4年6月30日現在

預 金 名	特 色	期 間	1回の預入金額
当 座 預 金	商取引に手形・小切手などをご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
普 通 預 金	手軽に出し入れできます。ご家庭や会社やお店のおサイフがわりにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 預 金	お預け入れ残高に応じて金利が変動、普通預金に比べて高い金利で運用できます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	ペイオフ全面解禁後も預金保険制度により全額保護されます。普通預金と同様に自動支払・受取りができます。お利息はつきません。	出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金	まとまった金額を短い期間だけ預けたい時に便利です。	1週間以上	5,000円以上
納 税 準 備 預 金	税金の納付資金に。お利息は非課税です。	出し入れ自由 (納税に限りです。)	1円以上
定 期 積 金	目的に合わせて掛金を決め、一定期間で目標額を積み立てることができます。	6か月以上7年以内	100円以上
期日指定定期預金	お利息は1年ごとの複利計算となる個人専用の預金です。1年の期間経過後は1か月前までの予告により、自由に満期日の指定、元金の一部引き出しができます。	据置期間1年 最長預入期間3年	100円以上300万円未満
ス ー パ ー 定 期	計画に合わせて期間が選択でき、お預入時の金利が満期日まで適用されますので貯蓄や中期のご運用に適しています。	1か月～5年	100円以上1,000万円未満
大 口 定 期	1,000万円以上の大口資金の運用に適した定期預金です。	1か月～5年	1,000万円以上
変動金利定期預金	6か月ごとに適用金利が変動する定期預金です。	1年・2年・3年	100円以上
あ ん し ん 定 期	当組合で公的年金を受給されている方の専用定期預金です。お一人様最高1,000万円まで、店頭金利に年0.1%の金利をプラス。	1年	100円以上
あ ん し ん 定 期 500	当組合で公的年金を受給されている方の専用定期預金です。お一人様最高500万円まで、店頭金利に年0.2%の金利をプラス。	1年	100円以上
年金予約定期預金	満年齢58歳以上の方で、当組合で公的年金のお受取りを予約されている方の専用定期預金です。お一人様最高500万円まで、店頭金利に年0.1%の金利をプラス。	1年	100円以上
退職金専用定期預金 「セカンドプレミアム」	退職金の運用に定期預金をお考えの個人のお客さま向けの定期預金です。お一人様最高2,000万円まで、店頭金利に年0.2%の金利をプラス。	1年	50万円以上
けんしん 相 続 定 期 預 金	相続により1年以内に預入資金を取得された方専用の定期預金です。店頭金利に年0.4% (組合員) 又は年0.3% (非組合員) の金利をプラス。	1年	100万円以上
けんしん 健康増進定期預金	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結している市町村の国民健康保険被保険者 (40歳～74歳) の方で、特定健康診査を受診された方専用の定期預金です。お一人様最高300万円まで、店頭金利に年0.2%の金利をプラス。	1年	10万円以上300万円以内
マイライフ積立定期預金 (満期日指定) (エンドレス型)	満期日3か月前までであれば、いつでも何回でも積立ができ、満期日には全額一括払いのほか、契約により年金型支払いも行えます。普通預金からの自動振替による毎月積立とボーナス積立は、まとまった資金づくりに最適です。	1年以上15年以内の積立期間と3か月の据置期間の合計	1,000円以上
総 合 口 座	普通預金の便利さと定期預金、定期積金の有利さをワンセット。1冊の通帳に「貯める」「使う」「借りる」の3機能を備え、公共料金の自動支払、年金・給与振込・配当金等の自動受取、キャッシュカード等の便利なサービスがご利用いただけます。急な入用が生じたとき、または公共料金などの自動支払いで普通預金が残高不足となった場合には、お預け入れの定期預金と定期積金残高の90%、最高300万円まで自動的にご融資いたします。	商品につきましては上記各預金をご参照ください。	
一 般 財 形 預 金	勤務先と当組合の契約に基づく給与天引の積立預金です。お預入れに限度がなく一人で複数の預金ができます。	3年以上	100円以上
財 形 年 金 預 金	年金タイプの財形預金です。お受取りは3か月毎。在職中はもちろん、退職後も引き続き非課税枠をご利用いただけます。非課税枠は財形住宅預金と合わせて550万円までです。	5年以上	100円以上
財 形 住 宅 預 金	住宅建築・購入の資金づくりを目的とした財形預金です。財形年金預金と合わせて、550万円まで非課税枠をご利用いただけます。	5年以上	100円以上

■窓口販売商品

令和4年6月30日現在

商 品 名	商 品 内 容	商 品 名	商 品 内 容
個 人 向 け 国 債 (期間3年・5年・10年)	個人の方を対象とした商品です。「固定3年/5年」は発行時の利率(クーポン)が満期日まで変わらない「固定金利制」、「変動10年」は半年ごとに実勢金利を反映して適用利率(クーポン)が変わる「変動金利制」を採用している債券です。	し ん く み 相 続 信 託	信託銀行等に財産を信託して、生存中はご本人のために管理・運用してもらい、亡くなった後には、配偶者さまやお子さまに財産を引き継ぐことができる信託です。
し ん く み 安 心 マ イ ホ ー ム 「THEすまいの保険」	住宅用の火災保険です。充実した内容で、ご納得いただける保険料です。お申込みは当組合窓口までお問い合わせください。	し ん く み M y 年 金 B e s t	一時払いの定額年金保険です。お客さまの予算に合わせた保険料が設定できます。また、契約時点で受取金額が確定するため安心して資産運用できます。
		し ん く み ホ ッ ト プ ラ ン	さまざまな事故によるケガを補償する傷害保険です。お手頃な保険料で確かな安心をご提供します。

■融資業務

■個人向け融資

令和4年6月30日現在

ロ ー ン 名	お 使 い み ち	ご融資金額	ご融資期間
スーパーフリーローン 「速 戦 力」	お使いみちはご自由です(事業性資金・おまとめも含みます。)	500万円以内(1万円単位)	6か月以上10年以内
フ リ ー ロ ー ン 「生活応援団」	お使いみちはご自由です(事業性資金は除きます。)	1,000万円以内(1万円単位)	10年以内
フリーローン「のぞみ」	お使いみちはご自由です(事業性資金は除きます。)	800万円以内(1万円単位)	6か月以上10年以内
多 目 的 ロ ー ン	お使いみちが明確なもの(事業性資金、旧償返済資金は除きます。)、結婚、旅行、家具・家電製品購入等にかかる費用にご利用いただけます。	500万円以内(1万円単位)	10年以内
カードローン「e-ライフ」	お使いみちはご自由です(事業性資金は除きます。)	30万円・50万円・100万円 150万円・200万円・250万円 300万円・400万円・500万円 の9コース	1年 (以降1年毎の自動更新)
カ ー ド ロ ー ン	お使いみちはご自由です(事業性資金は除きます。)	10万円・20万円・30万円 50万円の4コース	3年 (以降3年毎の自動更新)
教 育 カ ー ド ロ ー ン 「夢 ☆ 応援」	受験料、入学金、授業料などの受験時に係る費用および学生生活で必要とする資金にご利用いただけます。	100万円・150万円・200万円 250万円・300万円・350万円 400万円・450万円・500万円 の9コース	①入学前(受験費用) 入学前9か月以内 ②合格者又は在学者 在学予定年数+9か月以内
奨 学 ロ ー ン	お子さまの入学金・授業料、受験費用・下宿代など、受験、入学から在学中にかかる費用等、教育関連全般にご利用いただけます。	1,000万円以内(1万円単位)	15年以内 (元金返済は卒業予定月まで据置可。ただし、最大6年9か月が限度)
カ ー ラ イ フ ロ ー ン	車購入プラン・免許取得・車検費用および修理費用としてご利用いただけます。他金融機関のカーローン借換資金にもご利用いただけます。	1,000万円以内(1万円単位)	10年以内
ドライバーズローン	車購入プラン・免許取得・車検費用及び修理費用としてご利用いただけます。他金融機関のカーローン借換資金にもご利用いただけます。	1,000万円以内(1万円単位)	6か月以上10年以内
住まいのいちばんネクストV	土地および住宅購入資金、住宅の新築およびリフォーム資金、借換資金などにご利用いただけます。	10,000万円以内(1万円単位)	35年以内
住宅ローン「Sweet」	マイホームの購入、店舗併用住宅の建築資金、住宅ローンの借換資金などにご利用いただけます。中間資金の取扱いがご利用いただけます。	3,000万円以内(1万円単位)	35年以内
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	リフォーム関連資金、他金融機関のリフォーム資金に関するローンの借換資金等にご利用いただけます。	500万円以内(1万円単位)	10年以内
あ ん し ん ロ ー ン	当組合の年金倶楽部「あんしん」の会員で、完済時年齢満75歳以下の組合員の方専用の個人ローンです。	100万円以内(1万円単位)	3年以内
借換専用ローン「楽々」	他行およびクレジット会社の借換資金(事業性資金および当組合借換分は除きます。)にご利用いただけます。	800万円以内(1万円単位)	6か月以上10年以内
個人向け有担保ローン 「ひとまとめ」	ローンのおまとめや目的資金等、お使いみちが明確なものにご利用いただけます。(事業性資金は除きます。)	1,000万円以内(1万円単位)	1年以上15年以内 (据置3か月以内)
無担保無保証型個人ローン 「みらいプランナー」	ローンのおまとめや目的資金等、お使いみちが明確なものから自由なものにもご利用いただけます(事業性資金は除きます。)	300万円もしくは 500万円以内(1万円単位)	1年以上10年以内

■事業者向け融資

令和4年6月30日現在

	お 使 い み ち	ご融資金額	ご融資期間
無担保無保証型ビジネスローン 「ビズサポート」	運転資金・設備資金等の事業資金にご利用いただけます。	運転資金 500万円以内 設備資金 1,000万円以内	運転資金 5年以内(据置1年以内) 設備資金10年以内(据置1年以内)
けんしん ビ ジ ネ ス パ ー ト ナ ー	南九州税理士会熊本県連合会所属の税理士関与先のお客さま専用の商品です。運転資金・設備資金の事業資金にご利用いただけます。	100万円以上5,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金10年以内(据置1年以内)
けんしん タ ッ ク ス サ ポ ー タ ー	納税資金(法人税、所得税、消費税、県市町村税等)にご利用いただけます。	30万円以上500万円以内	1年以内
新事業応援つなぎ資金	補助金、助成金等を受ける事業資金にご利用いただけます。	補助金、助成金等交付決定 金額の限度内	補助金等交付決定通知から 補助金等を受領するまでの 期間(最長2年)
創業・新事業応援資金	運転資金・設備資金の事業資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	運転資金 7年以内(据置6か月以内) 設備資金15年以内(据置1年以内)
事業承継支援資金	事業承継に係る運転資金・設備資金の事業資金にご利用いただけます。	3,000万円以内	運転資金 7年以内(据置6か月以内) 設備資金15年以内(据置1年以内)
けんしん農業支援ローン 「大地のみのり」	農業の経営に必要な運転資金・設備資金にご利用いただけます。	100万円以上6,000万円以内	運転資金 1年以上7年以内 設備資金 1年以上10年以内 (据置1年以内)
個人事業者向けローン 「商人」(あきんど)	運転資金・設備資金等の事業資金にご利用いただけます。	500万円以内(1万円単位)	5年以内
一 般 融 資	商業手形の割引、運転資金・設備資金等の融資にご利用いただけます。		
制 度 融 資	県及び市町村等による中小企業向けの各種制度融資がご利用いただけます。		
代 理 貸 付	下記の金融機関の取扱窓口として各種代理業務を取り扱っています。 (独)住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会		

■各種サービス

商品名	商品内容	商品名	商品内容
定額自動送金サービス	あらかじめご指定いただいたお客さまの預金口座から、毎月ご指定の日にご指定の金額を、ご指定のお振込先に自動的に振込むサービスです。ご契約後は、毎月のお振込のために、窓口にご来店いただく必要がありませんので、たいへん便利です。家賃のお支払いや仕送りにご利用ください。	夜間金庫	お店の売上金などをお預かりして、翌営業日にご指定の預金口座にご入金するサービスです。営業時間外でのお預入れなどにご利用いただけ（一部ご利用いただけない店舗もございます。）、盗難防止・紛失防止にも役立ちます。
年金自動受取サービス	国民年金・厚生年金・共済年金など各種年金をご指定の預金口座でお受取できるサービスです。当組合で本サービスをご利用いただきますと年金倶楽部「あんしん」の定期預金の金利上乗せのサービスがご利用いただけます。	デビットカードサービス	お買い物やお食事代のお支払いに当組合のキャッシュカードがそのまま利用いただけるサービスです。お支払いの際にキャッシュカードを提示し、端末に暗証番号を入力すると、ご利用代金がお客さまの預金口座から引き落とされます。現金を持ち歩くことなく安心です。また、30年4月よりスーパーなどでお買い物のついでに現金を引き出すことが出来る「キャッシュアウトサービス」の取扱いも開始しました。
給与振込サービス	毎月の給料やボーナスをお客さまのご指定の預金口座に振込むサービスです。	でんさいネットサービス	「でんさいネット」とは、一般社団法人全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称です。当組合をはじめとする全国の金融機関が参加する「手形・振込」に代わる新たな決済手段です。手形の電子化により手形の紛失や盗難の危険性がなくなるほか、手形を分割して譲渡することも可能で、中小企業の資金調達の手段も広がることになります。また、通常の手形発行にかかる印紙代や郵送費用が不要になり、中小企業の負担軽減につながります。
自動支払サービス	電気、ガス、水道、電話などの公共料金、税金および各種クレジット利用代金の決済をご指定の預金口座から自動的にお支払いするサービスです。	ページー収納サービス	税金・公共料金・ネットショッピング等の支払いを、パソコンや携帯電話等のインターネットバンキングを利用行う決済サービスです。即時に支払い情報が収納機関に通知されるうえ、金融機関の窓口やコンビニに向く必要もなく、いつでも支払いが出来ます。
ATM振込・振替サービス	当組合のATM(現金自動預入支払機)より当組合の本支店間および当組合から他金融機関の口座へ資金の振込・振替が利用できるサービスです。	ページー口座振替受付サービス	今まで書類とお届け用をういて行っていた口座振替の受付を、キャッシュカードを使って収納機関の端末機から行うことが出来るサービスです。お客様は、書類の記入や押印等の煩わしさがなくなります。
ATM通帳記帳サービス	当組合のATM(現金自動預入支払機)より提携信用組合の通帳記帳(総合口座・普通預金・貯蓄預金・納税準備預金のみ)が利用できるサービスです。また、提携信用組合のATMで当組合の通帳記帳もできます。	ネット口振受付サービス	預金口座振替を希望する際に、インターネット経由で収納企業のサイトから口座振替の申込ができるサービスです。キャッシュカードをお持ちのお客さまが利用でき、書類の記入等の煩わしさがなくなります。
キャッシュサービス	当組合のATMで、キャッシュカード・通帳をご利用いただくサービスです。また、当組合の本支店のほか、全国の信用組合、信用金庫、銀行、ゆうちょ銀行、セブン銀行、農協等のATMでも、キャッシュカードによる預金の払出や残高照会がご利用いただけます。		
現金自動機利用手数料無料化サービス	当組合普通預金口座のご利用に限定した当組合の組合員の皆さま向けのサービスです。当組合及び他金融機関(ゆうちょ銀行を含みます。)のATM等ご利用の際の時間外・休日にかかる手数料を翌月の20日にご利用口座にキャッシュバックいたします。		
インターネットバンキングサービス	インターネットバンキングは、パソコンやスマートフォン・タブレットからご契約口座の残高照会、取引履歴照会、振込・振替等のお取引がご利用できるサービスです。 法人向けのサービスでは、上記お取引に加えて総合振込や給与振込のファイル伝送サービスがご利用いただけます。		

年金倶楽部「あんしん」

当組合の預金口座で公的年金をお受け取りいただくと、次のサービスがご利用いただけます。入金会及び会費は不要です。

偶発事故での
お見舞金

お誕生日
プレゼント

定期預金の
金利上乗せ

あんしん
ローン

■手数料一覧

■為替

種 類				料 金	
				組 合 員	一 般
振 込	窓 口	当組合 本支店宛	同一店内	5万円未満	55円 110円
				5万円以上	110円 330円
		本支店		5万円未満	110円 330円
				5万円以上	220円 440円
		他行宛	電信	5万円未満	440円 660円
				5万円以上	660円 880円
	A T M 機	当組合 本支店宛	同一店内	5万円未満	55円
				5万円以上	110円
			本支店	5万円未満	55円
		本支店		5万円以上	110円
			他行宛	5万円未満	330円
				5万円以上	440円
送 金	I T バ ン キ ン グ	当組合 本支店宛	同一店内		無 料
			本支店	5万円未満	無 料 55円
		本支店		5万円以上	55円 110円
			他行宛	5万円未満	275円 330円
		他行宛		5万円以上	330円 440円
	定 額 自 動 送 金	当組合 本支店宛	同一店内	5万円未満	55円
				5万円以上	110円
			本支店	5万円未満	55円
		本支店		5万円以上	110円
			他行宛	5万円未満	330円
				5万円以上	440円
代 金 取 立	送 金	当組合 本支店宛	同一店内	5万円未満	55円
				5万円以上	110円
			本支店	5万円未満	55円
		本支店		5万円以上	110円
			他行宛	5万円未満	330円
				5万円以上	440円
	代 金 取 立	当組合 本支店宛	同一店内	5万円未満	55円
				5万円以上	110円
			本支店	5万円未満	55円
		本支店		5万円以上	110円
			他行宛	5万円未満	330円
				5万円以上	440円
そ の 他	送 金	当組合 本支店宛	同一店内	5万円未満	55円
				5万円以上	110円
			本支店	5万円未満	55円
		本支店		5万円以上	110円
			他行宛	5万円未満	330円
				5万円以上	440円
	代 金 取 立	当組合 本支店宛	同一店内	5万円未満	55円
				5万円以上	110円
			本支店	5万円未満	55円
		本支店		5万円以上	110円
			他行宛	5万円未満	330円
				5万円以上	440円

■けんしんビジネスバンキング

種 類	料 金
オンラインサービス	月額 1,100円
オンラインサービス+ファイル伝送サービス	月額 3,300円

■預金関係

種 類	料 金
小切手帳の発行	1冊 660円
約束手形の発行	1冊 880円
自己宛小切手の発行	1通 550円
通帳・証書・キャッシュカード再発行	1件 1,100円
夜間金庫利用	月間 5,500円

■ATM

利 用 日 時	料 金	
	当組合 カード	提携金融 機関カード
平日18時まで(土曜日14時まで)	無料	110円
平日18時以降(土曜日14時以降)	110円	220円
日曜日・祝日	110円	220円

※当組合カードを提携金融機関の現金自動機で利用された場合、提携金融機関所定の手数料をお支払いいただきます。

【現金自動機利用手数料無料化サービス】
※組合員の皆様からお支払いいただいた手数料(当組合現金自動機の時間外・休日ご利用時や他金融機関の自動機ご利用時)につきまして、翌月の20日にご利用口座にお返しいたします。

■諸証明書関係

種 類	料 金
残高証明書 (預金・融資・英文・利息等)	個別発行 1通 550円 継続発行※1 1通 330円
住宅取得資金に係る借入金の 年末残高等証明書	無料 (再発行 550円)
預金・融資取引明細	1口座 550円
融資証明書	1通 5,500円
その他証明書(当組合制定外含む)※2	1通 1,100円
異議申立提供金受入	1件 1,100円

※1 あらかじめ証明日などのご指定を受け、定期的に発行いたします。
※2 お客様のご希望によりお申し出の様式で発行いたします。

■両替・金種指定の払い出し・大量硬貨入金

合計枚数 (両替・金種指定の払い出し・大量硬貨入金)	料 金
組 合 員	一 般
1枚 ~ 50枚	無料
51枚 ~ 500枚	220円 330円
501枚 ~ 1,000枚	330円 550円
1,000枚 ~ 2,000枚	550円 1,100円
以降1,000枚毎に550円加算	

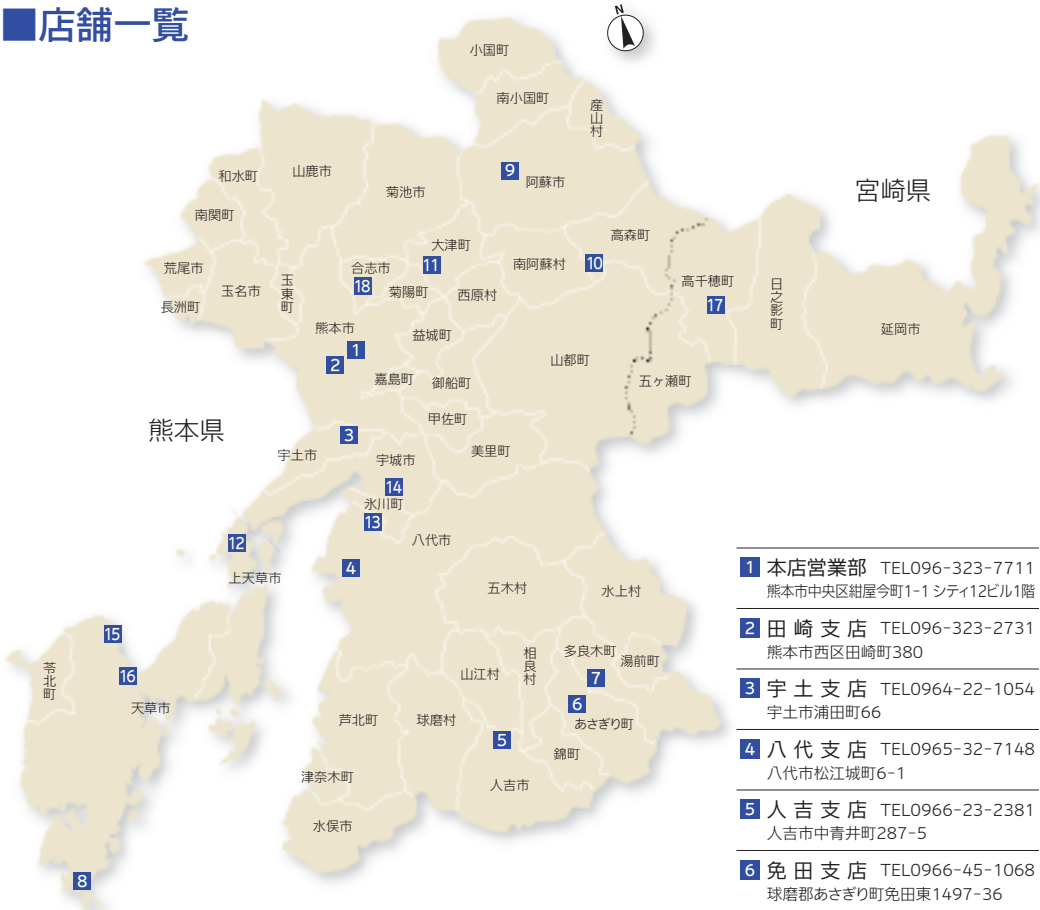
※同一金種の両替、汚損券・記念硬貨の交換は除きます。
※金種指定がある複数の払戻請求書がある場合、紙幣・硬貨の枚数を合算させていただきます。ただし、1万円券は枚数に含めません。
※大量硬貨によるご入金・お振込み、納税等の諸納付を行った場合に硬貨のお取扱枚数に応じた手数料をいただきます。
※複数回に分けてお取引される場合は、合計の枚数をお取扱枚数とさせていただきます。

■でんさいネット

手 数 料 項 目	手数料
基本手数料	無料
発生記録※1	債務者請求方式 他 行 宛 て 660円 当組合宛て 330円
	債権者請求方式 他 行 宛 て 660円 当組合宛て 330円
譲渡記録※1	譲渡記録 他 行 宛 て 660円 当組合宛て 330円
	分割譲渡記録 他 行 宛 て 660円 当組合宛て 330円
承諾・否認・取消※1	無料
変更記録	※1 330円 (書面)※2 2,200円
開示記録	通常開示※1 無料 特例開示(書面)※2 3,300円
残高証明書発行	(書面)※2 4,400円
割引記録※1	330円
保証記録(譲渡による保証を除く。)※1	330円
支払等記録(口座間送金決済以外)※3	330円
貸倒引当金繰入事由に係る証明書	(書面)※2 1,100円
口座間送金決済中止※1	1,100円
支払不能情報照会	(書面)※2 3,300円

※1 運用端末にてオンラインで、でんさいネットへ記録請求を行います。
※2 書面とは、文書にて、でんさいネットへ記録請求を依頼することをいいます。
※3 口座間送金決済のセンターカット終了後(14:00以降)の送金決済は、通常の送金手数料が別途発生します。

■店舗一覧



7 多良木支店 TEL0966-42-2134
球磨郡多良木町多良木1442-2

8 牛深支店 TEL0969-73-3117
天草市牛深町新瀬崎100-1

9 阿蘇支店 TEL0967-32-0731
阿蘇市内牧226

10 高森支店 TEL0967-62-0721
阿蘇郡高森町高森1621-1

11 大津支店 TEL096-293-3361
菊池郡大津町大津1185-1

12 大矢野支店 TEL0964-56-0325
上天草市大矢野町上1498-11

13 鏡支店 TEL0965-52-0411
八代市鏡町鏡17

14 小川支店 TEL0964-43-0258
宇城市小川町江頭113

15 御領支店 TEL0969-32-1222
天草市五和町御領6480

16 本渡支店 TEL0969-23-5111
天草市南新町2-5

17 高千穂支店 TEL0982-72-2101
宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井8-3

18 合志支店 TEL096-242-2110
合志市御代志1661番1

本 部 TEL096-353-1200
熊本市中央区紺屋今町1-1 シティ12ビル2階

1 本店営業部 TEL096-323-7711
熊本市中央区紺屋今町1-1 シティ12ビル1階

2 田崎支店 TEL096-323-2731
熊本市西区田崎町380

3 宇土支店 TEL0964-22-1054
宇土市浦田町66

4 八代支店 TEL0965-32-7148
八代市松江城町6-1

5 人吉支店 TEL0966-23-2381
人吉市中青井町287-5

6 免田支店 TEL0966-45-1068
球磨郡あさぎり町免田東1497-36

■店舗外現金自動機一覧

令和4年6月30日現在

設 置 場 所	所在地
☆ 三角	宇城市
☆ 松橋	宇城市
☆ 八代南	八代市
△ 八代市役所鏡支所	八代市
☆ 八代市役所千丁支所	八代市
☆ 湯前駅ふれあい交流センター	球磨郡湯前町
☆ 宮地	阿蘇市
☆ 白水	阿蘇郡南阿蘇村
☆ 高浜	天草町高浜南
☆ アタックスシーブル店	天草郡苓北町
☆ 河浦	天草市
☆ 天明	熊本市南区

☆印はATM機
(取扱業務：入出金、キャッシュカードでの振込み、通帳記帳)
△印は他金融機関と共同設置 (取扱業務：出金)

■セブン銀行とのATM提携

当組合のキャッシュカードは、全国のセブンイレブン等に設置されているセブン銀行ATMでご利用いただけます。

ATMご利用手数料は、平日8時45分～18時まで、土曜日9時～14時までの時間帯は「お引き出し」「お預け入れ」とともに手数料無料となっており、当組合ATMとほぼ同条件にてご利用いただけます。

ご利用時間帯 及び ご利用手数料	お引出し・ お預入れ 残高照会	平 日	0:00 8:45 9:00 14:00 18:00 24:00			
		土曜 日曜・祝日	無料			
ご利用時間帯 及び ご利用手数料	残高照会	平 日	110円			
		土曜 日曜・祝日	無料			

【ご注意】 ・4:00～4:10までの10分間はシステムメンテナンスのためご利用できません。
・第2、第4日曜日の前日23:48～当日7:00の間はご利用できません。

令和4年6月30日現在

■融資関係

種 類		料 金	
ローンカード再発行		1件	1,100円
返済予定表再発行		1件	550円
証貸ローン繰上返済(融資残高100万円以上)		1件	3,300円
住宅ローン	住宅ローン事務取扱手数料		55,000円
	住宅ローン固定期間特約手数料		5,500円
	全額繰上返済	500万円未満	22,000円
		500万円以上1,000万円未満	33,000円
		1,000万円以上	44,000円
	貸出条件変更等 (一部繰上返済、利率変更、期間変更等)	1件	3,300円
一般融資・事業性融資	不動産担保 取扱事務 手数料	新規設定額3,000万円未満	1件 33,000円
		新規設定額3,000万円以上	1件 55,000円
		追加・変更	1設定 22,000円
	貸出条件 変更等	全額繰上返済、一部繰上返済 ※手形貸付及び別途特約書等 にて定めがあるものは除く	1回 5,500円
		利率変更、期間変更等	
	不動産担保抹消・一部抹消申請 (再発行含む)	1回	1,100円
流動資産担保管理手数料 (年間)		初回貸出実行時	11,000円
		次年以降	5,500円

※各種手数料には消費税を含んでいます。上記以外にも手数料が必要になる場合もございますので、詳しくは営業店窓口にお問い合わせください。

■ATM利用手数料

利用日時	料 金	
	当組合カード	提携金融 機関カード
平日18時まで (土曜日14時まで)	無料	110円
平日18時以降 (土曜日14時以降)	110円	220円
日曜日・祝日	110円	220円

※上記手数料は、当組合ATMご利用時の料金を記載しています。
※「当組合カード」が普通預金の場合は、当組合・他行のATMに関わらず
現金自動機利用手数料無料化サービスの対象となります。
※当組合カードを提携金融機関のATMで利用された場合、提携金融機関
所定の手数料をお支払いいただきます。



KUMAMOTOKEN SHINYOKUMIAI

Shinkumi Bank



ちかくにいるから、
チカラになれる。



いつもいっしょ コミュニティバンク
熊本県信用組合

熊本市中央区紺屋今町1-1 シティ12ビル

<https://www.kumamotoken.shinkumi.jp/>



この印刷物は自然環境保護のために、
大豆油インキを使用しています。